

令和5年度  
中津市総合事業等説明会

令和5年4月28日（金）

中津市 福祉部 介護長寿課 介護予防係

☎0979-62-9805

# 介護保険法（一部抜粋）

## （目的）

**第1条** この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

## （介護保険）

**第2条** 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

## （国民の努力及び義務）

**第4条** 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

# 目 次

## (行政報告)

1.	中津市の現状と課題について	1 P
2.	総合事業の実績について	3 P
3.	指定に関する注意事項について	4 P
4.	指定内容変更・更新申請について	7 P
5.	区分変更（認定）申請時等の取り扱いの注意点について	1 3 P
6.	介護事業所のサービス提供中の事故について	1 7 P
7.	その他 情報提供	1 8 P
8.	リハビリテーション専門職（リハ職）等派遣事業	1 9 P
9.	「食」の自立支援事業	2 3 P
10.	令和5年度中央地域ケア会議についての意向調査結果	2 7 P
11.	短期集中型サービス	2 9 P
12.	校区別社会資源リスト	3 7 P
13.	その他「あなたの周りにヤングケアラーはいませんか？」	5 2 P

## (講演)

	「中津市短期集中型サービス（訪問単独）の事業概要および効果」	5 3 P
--	--------------------------------	-------

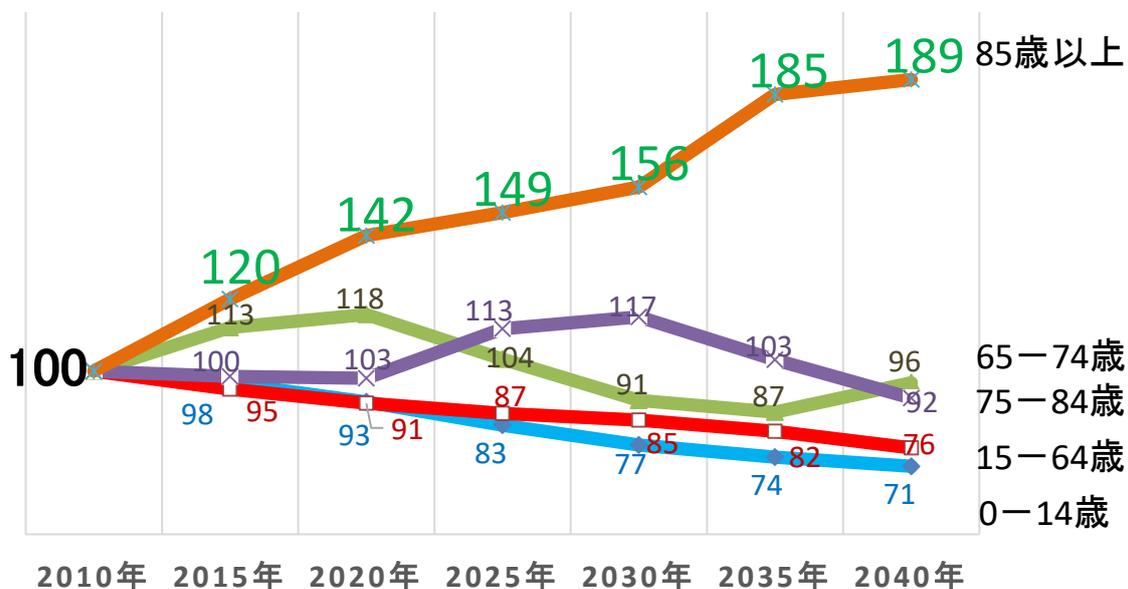
(株)HD.Labo 管理者 野村 幸聖 氏

# 1. 中津市の現状と課題について

## (1) 総人口・高齢者人口・高齢化率の推移

中津市の人口は平成22年（2010年）4月1日の85,897人から令和5年（2023年）3月31日には、82,817人と減少傾向を示しており、令和7年（2025年）には80,836人と推計されています。総人口が減少している一方で、85歳以上の人口は今後も増加し、下のグラフのように2010年の人口を基準にすると、2025年には1.49倍、2040年には1.89倍に増える見込みです。

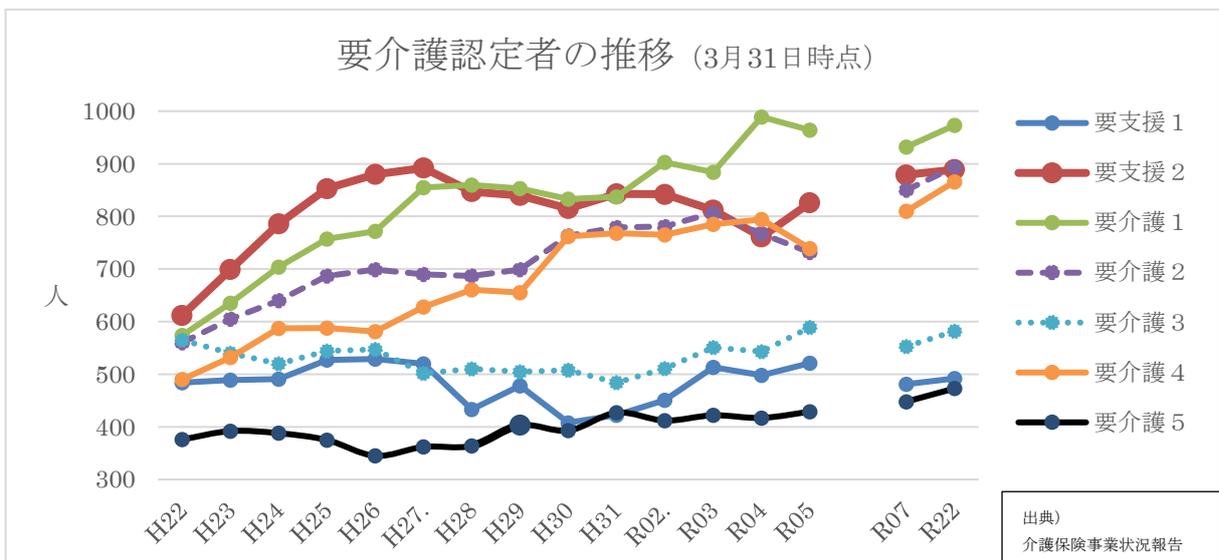
中津市の年齢階級別の人口増減率  
(2010年を100とした場合)



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域将来推計人口』(平成25年3月推計)

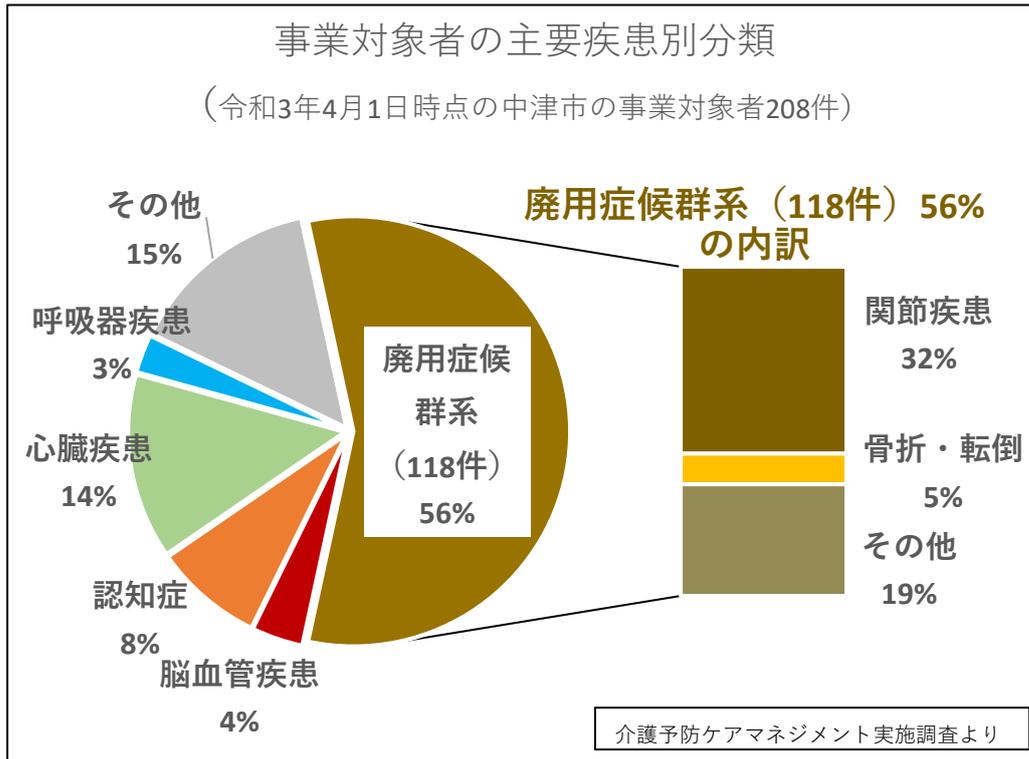
## (2) 要介護（要支援）認定者数

65歳以上の高齢者人口は増加傾向で、要介護（要支援）認定者数も、平成22年4月1日の3,661人（要介護認定率16.8%）から令和5年3月31日の4,800人（要介護認定率18.8%）へ増加しています。また、令和7年度（2025年）には、4,953人（要介護認定率19.2%）、令和22年度（2040年）には、5,169人（要介護認定率21.9%）が見込まれます。



(3) 事業対象者の主要疾患

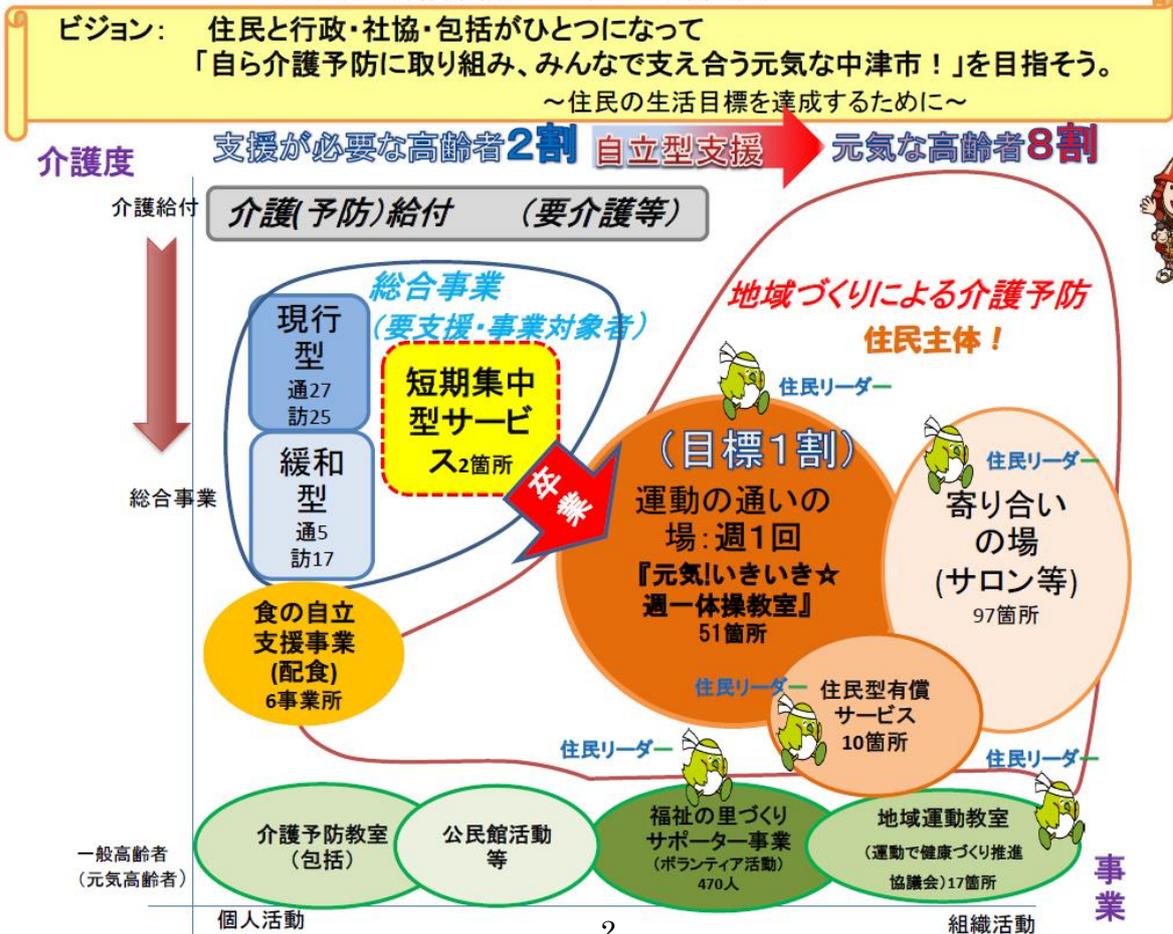
主な健康問題で一番多いのが廃用症候群系で56%となっています。



(4) これからの中津市の介護予防図

要介護認定率より2割近い高齢者に支援が必要な状態になっていますので、自立支援型のプラン・サービスの推進と、地域づくりによる介護予防の拡大により、要介護認定率の低下を目指します。

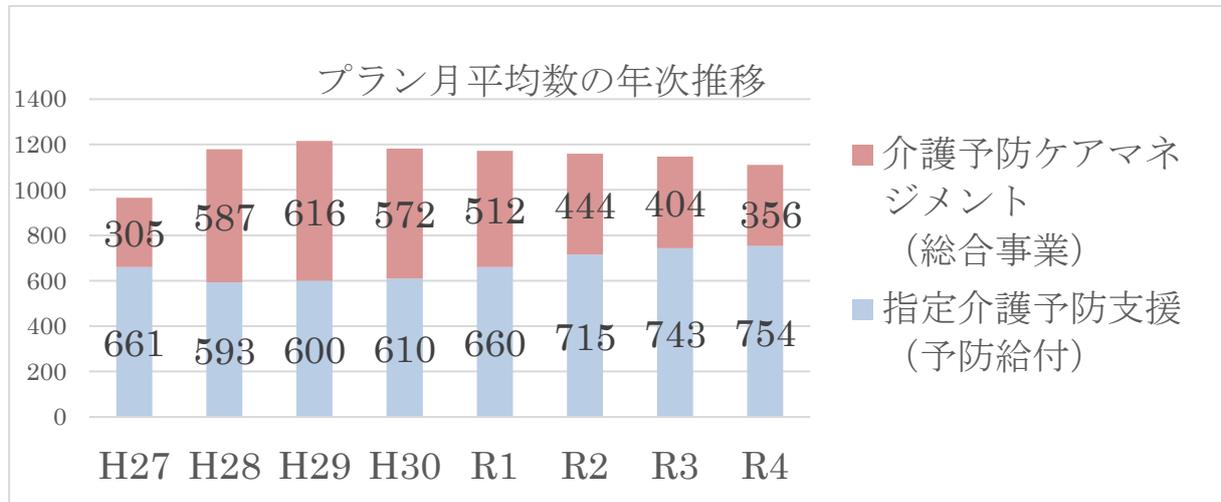
これからの中津市の介護予防図 令和4年度(数値はR4.4.1)



## 2. 総合事業の実績について

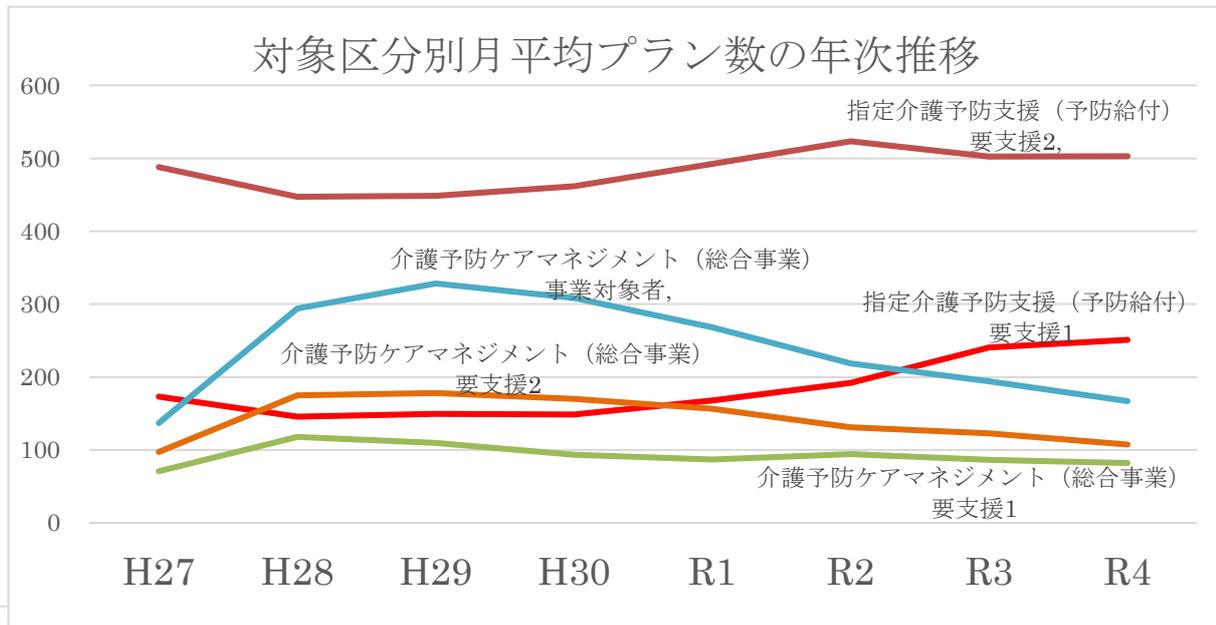
### (1) プラン月平均の年次推移

平成27年度から始まった総合事業のプラン「介護予防ケアマネジメント」は平成29年度を頂点に毎年減少しており、逆に指定介護予防支援は増加しています。



### (2) 対象区分別月平均プラン数の年次推移

増加傾向にあるのは指定介護予防支援の要支援1、減少傾向にあるのは介護予防ケアマネジメントの事業対象者です。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
指定介護予防支援 (予防給付) 要支援1	173	146	149	149	168	192	241	251
指定介護予防支援 (予防給付) 要支援2	488	447	449	462	492	523	502	503
介護予防ケアマネジメント (総合事業) 要支援1	71	118	110	94	87	94	87	82
介護予防ケアマネジメント (総合事業) 要支援2	97	175	178	170	157	131	123	107
介護予防ケアマネジメント (総合事業) 事業対象者	137	294	328	308	268	219	194	167

\* (1) (2) とともに R4 のみ、11 か月分 (4 月～2 月) の実績。

### 3. 指定に関する注意事項について

#### (1) 運営にあたっての留意事項

中津市条例（人員・設備・運営）等は、介護予防・日常生活支援サービス事業者がその目的を達成するために必要な、最低限度の基準を定めたものであり、常にその運営の向上に努めなければなりません。

サービス種別ごとの中津市条例等で定められた人員基準は、最低限配置することとして義務付けられた人員基準であり、この基準を下回ることがないように注意する必要があります。勤務表などにより、勤務予定と勤務実績を管理し、必要な人員が確保されていることを毎月確認してください。また、各事業所において利用者に対する適切なサービス提供ができるよう、適正な人員配置に努めてください。

#### (2) 運営にあたっての自己点検時の要点

現在、介護予防・日常生活支援サービスにおいては、実地指導を行ってはおりません。しかし、適切でない運営がされているとの情報があれば、実地指導等も検討しておりますので日ごろから適切な運営に努めてください。

下記の表は、実地指導時の基本的な指摘事項等を中心に記載したものです。業務のマニュアル化やチェックリストで定期的に確認する等、自己点検に努めてください。

□注意事項
<p>◎<b>運営規程、重要事項説明書、契約書等について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・運営規程、重要事項説明書の従業者の職種、員数及び職務の内容は最新のものを掲載してください。また、利用料等についても実情と一致していない箇所があるため、整合性をとってください。</li><li>※ <u>従業者の員数については「〇人以上」という記載ができるようになりました。運営規程等を変更する場合は、市に変更届を提出してください。</u></li><li>・代筆者がサインした場合は続柄を記載するようにしてください。</li><li>・制度改正による料金や負担割合の変更があった場合、常に見直しを行ってください。</li><li>・最新の運営規程、重要事項説明書を、事業所内の見やすい場所に掲示してください。（全てのページが見えるようにする必要はなく、製本した状態やデータでの掲示で可。）</li><li>・契約書や同意書に日付の記入漏れ等の不備がありました。漏れが無いよう必ず確認をしてください。</li></ul>
<p>◎<b>変更届の提出について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定に関する事項や運営規程・重要事項説明書に変更があったときは、必要書類を揃え、10日以内に変更届の提出が必要です。</li></ul>
<p>◎<b>勤務体制の確保について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・勤務表に常勤・非常勤の別、職種、兼務関係が記載されていませんでした。勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、必要事項を記載した勤務表としてください。</li><li>・出勤簿等で出勤記録を残していませんでした。出勤日や従事時間、休暇、遅参早退等の状況が確認できるよう管理してください。</li></ul>
<p>◎<b>研修について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職員の資質向上のため、事業所内研修や外部研修の機会を確保してください。</li><li>・研修や職員会議は、記録や議事録を整備してください。</li><li>・職員の出欠状況を記録してください。</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部研修と外部研修について、それぞれ分かりやすく区分けし、資料を保管してください。</li> <li>・欠席者へのフォロー（伝達・回覧）を確実に行ってください。</li> </ul>
<p><b>◎従業者の秘密保持について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の退職後における「利用者及びその家族」の個人情報に関する秘密保持について、事業者と従業者間の雇用契約、就業規則、労働条件通知書、誓約書等で取り決めを行ってください。</li> </ul>
<p><b>◎介護報酬改定について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護報酬改定に伴う利用料金の変更に関する同意は、口頭で説明を行うだけでなく、利用者等との間で料金のトラブルが発生しないためにも、利用者またはその家族に説明を行うとともに、書面にて同意を得ることが適切です。</li> </ul>
<p><b>◎加算の算定について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算及び減算の算定要件について、基準や留意事項等に則り、加算要件等を適宜確認し、算定要件上で必要な項目について明確に記録してください。介護給付費の算定誤りの無いよう、確実に要件を満たしていることを確認し、請求してください。</li> </ul>
<p><b>◎受給資格等の確認について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証等を確認し、写しを保管してください。</li> <li>・税の修正申告などにより負担割合が変わる可能性もあるので、指定居宅介護支援事業所等との連携に努めてください。</li> </ul>
<p><b>◎サービス提供記録について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付費請求の根拠となるため、サービスの提供日、提供時間、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等を、正確に具体的に記載してください。</li> <li>・サービス提供記録は、利用者からの申し出により情報を開示するサービス実施の証明であるのと同時に、職員間で利用者の状態の把握、共有するための重要なものであるため、記録はわかりやすく、簡潔に、丁寧に残してください。</li> <li>・介護日誌は日付順で整理するなど、後で見返すことができるようにしてください。</li> <li>・食事及びおやつについて、何を食べたのか、何食食べたのか等、記録を残すようにしてください。</li> <li>・各種記録は、誰が記載したのかを明確にしてください。</li> <li>・被保険者証の介護保険施設等の欄に施設名と入退去年月日を記入してください。</li> <li>・記入漏れや印漏れ、不適切なサービス提供が行われていないかどうか等、記録の内容を定期的に確認してください。</li> </ul>
<p><b>◎利用料金について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「その他の日常生活費」を徴収することはできますが、歯ブラシ等の物品は、個人で準備するか、事業所が提供した場合は実費分を徴収するべきであり、毎月定額を徴収することは適切ではありません。</li> <li>・「その他の日常生活費」を徴収する場合は、実費相当額の範囲内とし、電気代等を徴収する場合はその積算根拠を明確にしてください。</li> <li>・日常生活費等を徴収する場合は、必ず書面による同意書に署名捺印をもらってください。</li> </ul>
<p><b>◎介護サービス計画について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同意について、代筆または代理で署名捺印する場合、次のように取り扱ってください。        利用者を書くことが困難な場合⇒代筆（利用者氏名・捺印＋代筆者氏名・続柄・捺印）        利用者の意向が確認できない場合⇒代理（代理人氏名・続柄・捺印）</li> <li>・暫定プランの場合、第1表の介護度・認定有効期間は未確定のため記入しないでください。</li> <li>・第1表の家族の意向欄は、前回と変化がなくてもコピーするのではなく毎回家族の言葉を聞き取り、記載してください。</li> <li>・計画書の同意をもらったときには、支援経過に記録してください。</li> <li>・介護サービス計画は、利用者・家族に対して説明・同意を得てからサービスを開始しなければなりません。やむを得ず、サービス開始後になる場合、事前に電話等で説明し、同意を得たことを支援経過等に記録してください。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントから導かれた課題に対し、居宅サービス計画に沿った当該サービス計画の個別目標を立て、その実施状況の把握・評価を行い、必要に応じて当該サービス計画を変更してください。</li> <li>・短期目標は6ヶ月、長期目標は1年を目安に作成してください。</li> <li>・短期目標は、モニタリング時に評価しやすいよう、なるべく具体的に設定してください。</li> <li>・介護支援専門員が作成した居宅サービス計画と事業所の個別援助計画書との整合性を図ってください。また、個別援助計画書は介護支援専門員に交付してください（本来は、介護支援専門員が事業所に対して求めなければならない）。</li> </ul>
<p><b>◎介護等について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬は適正に管理し、誤薬等を防止するため、複数の職員でダブルチェックを行ってください。</li> <li>・身体拘束に関する指針を定め、施設長、管理者が内容を十分に認識しておく必要があります。また、身体拘束に関する委員会を適正に開催してください。</li> </ul>
<p><b>◎非常災害対策について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網が古い情報のままになっていることがあるため、常に最新の情報に更新してください。</li> <li>・避難訓練は、地域住民等にも声掛けを行い、地域との連携に努めてください。</li> </ul>
<p><b>◎衛生管理について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷蔵庫内に賞味期限が切れた調味料が入っていることがありました。期限管理を徹底し、定期的に整理してください。</li> <li>・清潔保持による感染症の予防や快適な生活環境を維持できる体制を整えてください。</li> <li>・清潔保持の目的を明確にし、日常的に実施する清掃や特別に実施する清掃について作業計画を立て、作業手順書（清掃マニュアル）を作成し、清掃実施後は記録を残していく等の体制を整えてください。</li> </ul>
<p><b>◎苦情処理について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見箱の近くには用紙、筆記用具を設置し、利用者および家族等が意見を投函できるようにしてください。</li> <li>・意見箱は、事務室から見えない場所に設置するなど、利用者や家族が書きやすい場所に設置してください。</li> <li>・苦情内容記録票の様式について、家族へ報告した内容を記録できるようにしてください。</li> <li>・苦情内容は、常勤・非常勤に関わらず、事業所内で情報共有出来る体制を整えてください。</li> </ul>
<p><b>◎事故発生時の対応について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故マニュアルを整備し、事故が発生した際の対応について職員間で情報共有してください。</li> <li>・事故報告書には家族へ報告した内容も記録してください。</li> <li>・補償等について家族と話をした場合、経過や結果を記録してください。</li> <li>・病院受診をした利用者の事故記録が保管されていないケースがありました。漏れなく作成・保管してください。</li> <li>・事故簿冊の管理方法は、人でファイリングするのではなく、事故簿冊を1冊として管理してください。</li> <li>・事故を未然に防ぐためにも、些細な事案でもヒヤリハット報告書を作成し、職員間で共有してください。</li> <li>・同じような事故やヒヤリハットが多発している場合、原因分析を行い、再発防止策を講じてください。</li> <li>・事故報告の要件に該当する場合は、速やかに市に報告してください。</li> </ul>
<p><b>◎地域との連携について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練は、地域住民等にも声掛けを行い、地域との連携に努めてください。</li> </ul>
<p><b>◎その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸記録の保存期間は、中津市条例で5年間と定められています。</li> <li>・パンフレットのサービス利用料は、2割や3割負担の方についても、負担金額が異なる</li> </ul>

旨を一言記載するなどの対応を行ってください。

- ・介護六法、介護報酬関連書籍等は、職員が常時閲覧できる環境にしてください。
- ・人員（勤務表等）、設備（備品台帳等）、運営（業務日誌、ケースファイル等）に関する書類は、誰が見てもわかりやすいように、簿冊ごとにファイルに綴じて整理してください。
- ・重複する書類等については、書類の簡略化や効率化を進め、事務負担軽減の図ってください。

### （3）令和4年度新規指定を行った事業所について

#### 中津市内

事業所名	事業種別	住所
やさしい手中津訪問介護事業所	訪問介護事業	大分県中津市大字下池永 826 番地
訪問介護ステーション La Vie	訪問介護事業	大分県中津市豊田町 13 番地 6 カンビュ-20-B 号

## 4. 指定内容変更・更新申請について

### （1）指定内容の変更

介護予防・日常生活支援の指定に係る内容に変更がある場合は、介護保険法施行規則第 131 条の 13 に基づき、市あてに「変更届出書（様式第 2 号）」の提出が必要です。また、指定の廃止・休止・再開をする場合も、事前に届出が必要です。

各種届出書の提出期限は以下のとおりです。

#### ◎変更届出書の提出と期限

届出種別	提出期限
指定を受けた内容に変更が生じた場合※1	変更が生じた日から 10 日以内
休止していた事業所を再開する場合※2	
指定を廃止又は休止する場合 ※2	廃止又は休止する日の 1 月前

※1 加算の算定の有無にかかわらず、運営基準に定められた人員が欠如する場合や、事業所の移転等、変更事案に重要性がある場合は事前に市に連絡・相談を行ってください。判断に迷う場合も同様です。

※2 届出を提出する前に、必ず中津市に報告を行ってください。報告せずに届出様式を提出しても、受理いたしかねます。

## ◎変更届出の添付書類

### 【訪問介護】

変更を要する内容

- ア 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該施設の一部として使用される施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
- イ 申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- エ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該施設の一部として使用される施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図
- オ 事業所の管理者氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- カ 運営規定

書類	変更届出が必要となる事項		イ	ウ	エ	オ	カ					
	ア 名称	所在地					名称	所在地	従業者	営業日、時間 その他の費用	事業 実施 地域	そ の 他
様式第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照表（第7号様式中に記載できれば不要）							△	△	△	△	△	△
付表1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等			○	○								
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表						○			○			
事業所に係る組織体制図						○			○			
管理者又はサービス提供責任者の経歴書						○						
訪問介護員等の資格を有することを証する書類						○			○			
事業所の平面図、位置図、写真、賃貸借契約書等					○							
運営規定	○	○					○	○	○	○	○	○
誓約書（△代表者、管理者変更の場合のみ）			△			△						

### 【通所介護】

変更を要する内容

- ア 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該施設の一部として使用される施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
- イ 申請者の名称及び重たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- エ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該施設の一部として使用される施設を州するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び施設の概要
- オ 事業所の管理者氏名、生年月日及び住所

## カ 運営規定

書類	変更届出が必要となる事項		イ	ウ	エ	オ	カ					
	名称	所在地					名称	所在地	従業者	営業日、時間 その他の費用	事業 実施 地域	その 他
様式第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照表（第7号様式中に記載できれば不要）							△	△	△	△	△	△
付表2 指定にかかわる記載事項	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
申請者の登記事項証明書			○	○								
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表						○			○			
事業所に係る組織体制図						○			○			
事業所の従業者の資格を有することを証する書類									○			
事業所の平面図、位置図、賃貸借契約書等					○							
写真					○							
事業所（施設）の設備の概要					○							
消防法の検査済証等					○							
運営規定	○	○					○	○	○	○	○	○
誓約書（△代表者、管理者変更の場合のみ）			△			△						

### 【事業費の請求に関する事項の変更の届出】

加算等の変更がある場合は、下記の書類の提出をお願いします。

※ただし、処遇改善加算、特定処遇改善加算については介護系の指示通りに提出をお願いいたします。

事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙1）

事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙2-1、2-2）

## （2）事業所の指定更新

総合事業を含む介護保険事業所の指定の効力について、6年間の有効期間が設けられています。

このため、事業を継続するためには、6年ごとに指定の更新申請を行う必要があります、有効期間が満了しても更新を行わない場合は指定の効力を失うこととなります。

### 令和5年度中に指定更新申請が必要となる事業所

事業所指定の有効期間終了日 （市の申請時期の目安）	事業種別	事業所名
令和6年3月31日 （令和6年2月）	訪問介護事業 訪問型サービスA	いずみの園ホームヘルパース テーション
令和6年3月31日 （令和6年2月）	訪問介護事業 訪問型サービスA	ふくしサービスセンターみど りの風
令和6年3月31日 （令和6年2月）	訪問介護事業 訪問型サービスA	ヘルパーステーション里見
令和6年3月31日 （令和6年2月）	訪問介護事業 訪問型サービスA	株式会社ケアリング中津支店
令和6年3月31日	訪問介護事業	ヘルパーステーション玄々堂

(令和6年2月)	訪問型サービス A	
	通所介護事業	デイサービスセンター玄々堂
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業 訪問型サービス A	ヘルパーステーション本耶馬 溪
	通所介護事業	デイサービスセンター本耶馬 溪
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業 訪問型サービス A	ヘルパーステーション耶馬溪
	通所介護事業	デイサービスセンター耶馬溪
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業 訪問型サービス A	まつぎクリニック訪問介護 事業所
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業 訪問型サービス A	ヘルパーステーションうちお
	通所介護事業	デイサービスセンターうちお
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業 訪問型サービス A	ホームヘルプサービス花しよ うぶ
	通所介護事業	デイサービスセンター花しよ うぶ
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業	ホームヘルプサービスおぐす
	通所介護事業	デイサービスおぐす
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業	ヘルパーステーションよつ葉
	通所介護事業	デイサービスセンターよつ葉
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業	訪問介護事業所おうま
	通所介護事業	デイサービスセンター おう ま
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業	歩みの会企業組合
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業	ヘルパーステーション 箭海 荘
	通所介護事業	デイサービスセンター箭海荘
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業	ヘルパーステーション 花音
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業	逢愛ケアセンター
令和6年3月31日 (令和6年2月)	訪問介護事業	悠愛ヘルパーステーションい とう
令和6年3月31日 (令和6年2月)	通所介護事業	デイサービスセンター三光
令和6年3月31日 (令和6年2月)	通所介護事業	デイサービスセンター山国

令和6年3月31日 (令和6年2月)	通所介護事業	老人デイサービスセンター燦 燦館中央
令和6年3月31日 (令和6年2月)	通所介護事業	デイサービス赤とんぼ中津い っちょう
令和6年3月31日 (令和6年2月)	通所介護事業	デイサービスなごみ
令和6年3月31日 (令和6年2月)	通所介護事業	デイサービスはじめ
令和6年3月31日 (令和6年2月)	通所介護事業	老人デイサービスセンター燦 燦館東なかつ

#### 市外・県外

事業所指定の有効期間終了日 (市の申請時期の目安)	事業種別	事業所名
令和6年3月31日 (令和6年2月)	通所介護事業	あおぞらの里 豊前デイサービ スセンター
令和6年3月31日 (令和6年2月)	通所介護事業	薬膳の里デイサービスセンタ ー
令和6年3月31日 (令和6年2月)	通所介護事業	レッツ倶楽部茅ヶ崎
令和6年1月31日 (令和5年12月)	通所介護事業	デイサービスすずやか石川台

(3) 届出及び申請に係る様式等の記載についての注意事項

- ・様式第2号 変更届出書  
(様式第2号)

変 更 届 出 書

令和 年 月 日

中 津 市 長 あて

所在地

事業者 名称

印

代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け

指定内容を変更した事業所	介護保険事業者番号	
	名称	
	所在地	
サービスの種類	訪問介護事業・訪問型サービス	

訪問介護事業(A2)  
訪問型サービス(A3)  
通所介護事業(A6)  
通所型サービス(A7)  
のいずれかを記入ください。  
( )内の記入は不要です。

- ・付表1 訪問介護事業・訪問型サービスA事業所の指定に係る記載事項
- ・付表2 通所介護事業・通所型サービスA事業所の指定に係る記載事項

基準上の必要人数(人)										
適合の可否										
主な 掲 示 事 項	営業日	日	月	火	水	木	金			
	営業時間	平日					~			
		備考							日曜・祝日	~
	利用料	法定代理受領分	保険者の定める額の1割~3割							
		法定代理受領分以外	保険者の定める額の1割~3割							
	その他の費用	運営規定に定める通り								
	利用者数(推定数)									
通常 の 事 業 実 施 地 域	①	②	③	④	⑤					
添付書類	別添のとおり									

市町村ごとに単価を設定するので介護報酬告示額や厚生労働大臣の定める額等と記入しないでください。

法改正等により、届出及び申請に必要な様式等や添付資料は改定される場合があります。届出又は申請を行う場合は、市からの通知やホームページを確認し、最新の様式等を使用してください。

## 5. 区分変更（認定）申請時等の取り扱いの注意点について

要支援認定者または事業対象者が要介護認定（要介護1以上）を受けた場合注意点や日割り請求をするときの取り扱いについて次のとおりとします。

### 事業対象者の介護認定申請または要支援認定者の区分変更の際の取扱い

#### 1. プラン作成上の注意点

事業対象者となった日：5月23日  
 要介護認定（区分変更）申請年月日：8月22日  
 認定審査会：9月20日

##### I 要支援1または2の認定を持っている方が、区分変更申請を行い、要介護1以上となった場合



- ・区分変更申請前にサービス担当者会議を行い、暫定プランを作成。
- ・区分変更申請日にさかのぼって、8/22～要介護1で請求。
- ・介護給付サービスではないものを暫定プランに入れていた場合、自己負担となるので利用者または家族の了承をもらうこと。  
 例. 通所型サービスAなど

##### <要点>

- ・要支援認定者が区変を行い要介護認定が出た場合、申請日にさかのぼって介護給付サービスの利用開始となるため、介護給付のプランを作成できるケアマネジャーの確保が暫定プラン作成の段階で必要となる  
 （居宅サービス計画の提出は8月22日付）。

##### II 事業対象者の方が認定の申請を行い、要支援の認定が出た場合

事業対象者となった日：5月23日  
 要介護認定（区分変更）申請年月日：8月22日  
 認定審査会：9月20日



- ・認定申請前にサービス担当者会議を行い、暫定プランを作成。
- ・認定申請日にさかのぼって、8/22～要支援1で請求。

### Ⅲ 事業対象者の方が認定の申請を行った場合



【原則】要介護認定申請日より介護給付サービス(要介護1相当)の暫定プランを取り扱う場合

8/1	8/22	9/1	10/1
事業対象者	要介護1		

- ・サービス担当者会議を開催し、8/22より介護給付サービス(要介護1相当)の暫定プランを作成。
- ・請求は8/21までを事業対象者、8/22より要介護1で日割請求を行う。
- ・審査会にて要支援認定がでた場合、限度額を超えた場合など自己負担が発生する可能性があることを了解いただく。

【例外】認定結果が出るまで事業対象者として取り扱う場合

8/1	8/22	9/1	9/26	10/1
事業対象者				要介護1

- ・事業対象者として作成したプランにて継続して支援。  
(プランに変更がない場合でも、申請前にサービス担当者会議を行い暫定プランの作成を行う。)
- ・認定結果が出た後にサービス担当者会議(9月26日)を行い、居宅サービス計画作成依頼届出書(10月1日付)を提出。
- ※居宅サービス計画作成依頼届出書はサービス担当者会議の日以降で、サービス担当者会議からあまりかけはなれた日にならないよう注意する事。

#### <要点>

- ・原則としてⅠのパターンにて請求を行ってください。
- ・Ⅱのパターンとなった場合には事前にご連絡ください。

### Ⅲ 事業対象者の方が認定の申請を行った場合



【原則】要介護認定申請日より介護給付サービス(要介護1相当)の暫定プランを取り扱う場合

8/1	8/22	9/1	10/1
事業対象者	要介護1		

- ・サービス担当者会議を開催し、8/22より介護給付サービス(要介護1相当)の暫定プランを作成。
- ・請求は8/21までを事業対象者、8/22より要介護1で日割請求を行う。
- ・審査会にて要支援認定がでた場合、限度額を超えた場合など自己負担が発生する可能性があることを了解いただく。

【例外】認定結果が出るまで事業対象者として取り扱う場合

8/1	8/22	9/1	9/26	10/1
事業対象者				要介護1

- ・事業対象者として作成したプランにて継続して支援。  
(プランに変更がない場合でも、申請前にサービス担当者会議を行い暫定プランの作成を行う。)
- ・認定結果が出た後にサービス担当者会議(9月26日)を行い、居宅サービス計画作成依頼届出書(10月1日付)を提出。
- ※居宅サービス計画作成依頼届出書はサービス担当者会議の日以降で、サービス担当者会議からあまりかけはなれた日にならないよう注意する事。

#### <要点>

- ・原則としてⅠのパターンにて請求を行ってください。
- ・Ⅱのパターンとなった場合には事前にご連絡ください。

## 区分変更(認定)申請等やその他日割り計算で請求を行う事例について

区分変更(認定)申請年月日:8月22日

今回の説明においては通所介護としているが、訪問介護でも同様の取り扱いとする。

### I. 月の途中で区分変更申請を行い要支援1から要支援2になった場合



- ① 通所型サービス1 × 21日(契約日数) 契約日から認定の申請した前日までを算定
- ② 通所型サービス2 × 10日(契約日数)

※「契約終了日」までの日割りとなるが引き続き月途中からの開始事由があるため、解除日の前日を終了日として日割りを行う。  
 ※①もしくは②の期間でサービスの利用がない場合については、利用のない期間については日割りでの請求は行えない。

### II. 月の途中で区分変更を行い要支援1から要介護1に変更になった場合



- ① 通所型サービス1 × 21日(契約日数) 契約日から認定の申請した前日までを算定
- ② 通所介護 × サービス提供回数

※「契約終了日」までの日割りとなるが引き続き月途中からの開始事由があるため、解除日の前日を終了日として日割りを行う。  
 ※①もしくは②の期間でサービスの利用がない場合については、利用のない期間については日割りでの請求は行えない。

### III. 月の途中で認定申請を行い事業対象者から要支援1に変更になった場合



- ① 通所型サービス1 × 21日(契約日数) 契約日から認定の申請した前日までを算定
- ② 通所型サービス1 × 10日(契約日数)

※「契約終了日」までの日割りとなるが引き続き月途中からの開始事由があるため、解除日の前日を終了日として日割りを行う。  
 ※①もしくは②の期間でサービスの利用がない場合については、利用のない期間については日割りでの請求は行えない。

### IV. 月の途中で認定申請を行い事業対象者から要介護1に変更になった場合



- ① 通所型サービス1 × 21日(契約日数) 契約日から認定の申請した前日までを算定
- ② 通所介護 × サービス提供回数

※日割りのない加算については月末の介護度に応じて算定を行う。日割りのない総合事業のみの加算については算定可。  
 ※「契約終了日」までの日割りとなるが引き続き月途中からの開始事由があるため、解除日の前日を終了日として日割りを行う。  
 ※①もしくは②の期間でサービスの利用がない場合については、利用のない期間については日割りでの請求は行えない。



※要介護でのサービスが始まるまでは事業対象者として請求が可能のため、月初めでの介護給付の開始であれば①の期間は包括報酬で請求が可能。

V. 月の途中で利用者と契約しサービスの提供を開始した場合

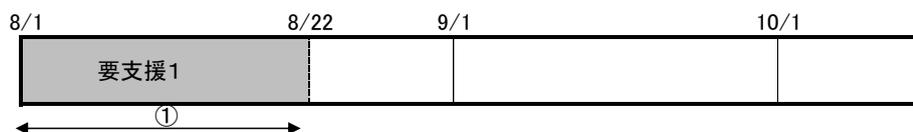
契約日: 8月22日



① 通所型サービス1 × 10日(契約日数)

VI. 月の途中で利用者と契約解除となり、サービスの提供を終了する場合

契約解除日: 8月22日

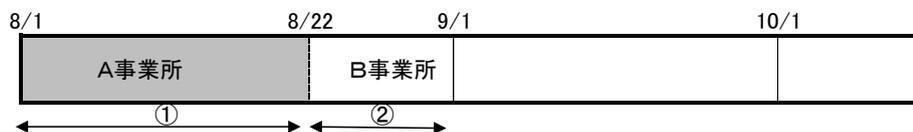


① 通所型サービス1 × 22日(契約日数)

※利用者の死亡については原則、死亡日＝契約解除日として取り扱う。  
 ※利用者が入院した際に契約解除とするか継続するかについては利用者と相談して決めてください。  
 契約を継続する場合は入院期間を含めての請求が可能です。

VII. 月の途中で利用者の転居などがありサービス提供事業の変更があった場合

転居日: 8月22日



① 通所型サービス1 × 21日(契約日数)      契約日から転居日の前日までを算定  
 ② 通所型サービス1 × 10日(契約日数)

※「契約終了日」までの日割りとなるが引き続き月途中からの開始事由があるため、解除日の前日を終了日として日割りを行う。  
 ※ただし、他市へ転出の場合はそれぞれの事業所で包括報酬での請求が可能。

## 6. 介護事業所のサービス提供中の事故について

### (1) 事故の報告様式と提出期限

中津市では、【介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領】及び【事故発生時の報告に関する基準】を定め、事故が発生した場合における中津市への報告の手順は、まずは第一報を【事故発生連絡票】(以下、連絡票と表示)により速やかに提出し、その後【事故報告書】(以下、報告書と表示)を提出することになっています。

提出期限の目安については、【連絡票】を事故発生日より1週間まで、第1回目の【報告書】は本人の身体等の状態が落ち着いたタイミングで、第2回目以降の【報告書】は本人の状態が変わった場合に遅滞なく提出としています。

報告の不備(連絡の遅れ・連絡票及び報告書の未提出・連絡票と報告書の同時提出など)が無いように、適切な事故報告を心掛けてください。また、電話にて速やかに第一報を報告した場合でも、連絡票は1週間以内を目安に提出してください。

### (2) 事故の再発防止に向けた取組み

事故の再発を防ぐために、各事業所では防止対策を検討していると思いますが、抽象的なものではなく、より具体的な手段とすることが必要です。報告書にも事業所にて検討された具体的な内容を記入してください。また、同じ事業所内で同じ事故が発生してしまうという事もあるため、職員間の周知徹底を図ることが必要です。

#### 【例】

「細心の注意を払う」

⇒ どのような場面でどのように対応するのかを防止対策とすること。

「研修を実施する」

⇒ いつまでに、どのような内容で、誰を対象に行うのかを防止対策とすること。

また、検討した防止対策が本当に実現可能な内容なのかよく考えることも必要です。

#### 【例】

「常に見守りを徹底する」

⇒ 本当に常に見守りを実施出来るのかどうか、疑問が残る。

上記の内容を注意するとともに、ケア計画、リハビリ計画、介護・看護技術、施設などの設備や介護環境など多方面の視点から、事故防止策を検討されるようお願いいたします。

### (4) 事故報告様式(中津市ホームページ)

事故報告様式については、下記ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2014081300056/>

## 7. その他 情報提供

### (1) 介護保険最新情報（大分県高齢者福祉課ホームページ）

厚生労働省から通知された「介護保険最新情報」がホームページで閲覧できます。

<https://www.pref.oita.jp/site/144/list10357-23292.html>

### (2) O I T Aかいごだより（大分県高齢者福祉課ホームページ）

大分県高齢者福祉課が、事業所・施設向けに「O I T Aかいごだより」を随時更新しています。

<https://www.pref.oita.jp/site/144/oitakaigodayori.html>

## 8. リハビリテーション専門職（リハ職）等派遣事業

【 目的 】 地域における介護予防の取組を機能強化するために、ケアプラン作成者や介護事業所（訪問・通所・施設）へ、リハ職等を派遣して助言や指導を行い、自立型支援サービスの促進にむけた関係従事者のマネジメント力向上などの人材育成や介護事業所の資質向上を図る。

併せて、住民主体の寄合の場等へも専門職を派遣、集団指導を行い、住民の互助による介護予防への取り組み、推進を行う。

### 【 派遣先および依頼先について 】

◎ ケアプラン作成者や介護事業所への派遣を行う場合

- ・理学療法士、歯科衛生士については、いずみの園へ（FAX：23-7921）依頼。
- ・栄養士、言語聴覚士については市へ（FAX：26-1217）依頼。

### 〔 令和4年度 ケアプラン作成者や介護事業所への派遣 （事例内容 一部選定） 〕

	依 頼 元	相談内容	派遣専門職
1	ケアマネジャー	身体機能評価・福祉用具の選定・自主メニュー作成	理学療法士
2	介護職員（グループホーム）	身体機能評価・福祉用具の選定	理学療法士
3	プラン作成者（包括）	口腔関係（口腔・嚥下体操の習慣づけ、唾液腺マッサージの実技）	歯科衛生士
4	介護職員（ヘルパーステーション）	身体機能評価・自主メニュー作成・サービス事業所への助言指導	理学療法士
5	事業所職員（デイサービスセンター）	研修会（ノーリフティングケア）	理学療法士
6	プラン作成者（包括）	口腔関係（発声発語器官の運動、発声練習、フェイスアップ体操）	言語聴覚士

◎ 住民主体の寄合の場等への専門職派遣

毎年派遣希望依頼のある寄合の場へ講話内容に応じた担当講師を派遣し、指導を行って頂き、派遣の調整等については全て市より依頼。

派遣職種については、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士などがあり令和5年度より新たに音楽療法士が追加。

[ 令和4年度 住民主体の寄合の場等への専門職派遣 ( 事例内容 一部選定) ]

	講話内容	派遣専門職
1	パンフレットを用いた運動、短期集中型サービスの案内	理学療法士
2	ロコモティブシンドローム・骨、関節、筋肉についての講話・体操指導	作業療法士
3	生活不活発病、坐骨神経痛の講話、転倒予防体操指導	理学療法士
4	脳トレエクササイズ・レクリエーション	シナプソロジーアドバンスインストラクター
5	栄養関係 (健康食、食中毒・認知症予防の食事、フレイル予防、食事バランスチェックなど)	管理栄養士
6	口腔関係 (歯磨き、舌ケア・口腔体操、誤嚥性肺炎・口腔機能低下予防に関する講話など)	歯科衛生士

【 派遣依頼の流れ 】

- ① 申請書の太枠部分 (お渡し済みの Excel データ参照) を記入、包括いずみの園または市・介護長寿課へ FAX にて提出。
- ② 担当者より申請者および講師へ日程調整の連絡。
- ③ 調整後、担当講師派遣。
- ④ 派遣終了後、担当の専門職が申請書の指導内容の部分記載のうえ市へ提出。

【 連絡先 】

社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団 ( 包括いずみの園 )

連絡先 : 0979 - 62 - 9000 FAX : 0979 - 23 - 7921

社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団 ( 特別養護老人ホーム リハビリ課 )

連絡先 : 0979 - 23 - 1616 FAX : 0979 - 23 - 1783

中津市役所 介護長寿課 介護予防係

連絡先 : 0979 - 62 - 9805 ( 直通 )

FAX : 0979 - 26 - 1217

リハビリテーション専門職等派遣事業依頼書兼実施報告書			
派遣依頼者	事業所名	なかつ居宅事業所	連絡先 0979-22-□□□□
	職種	プラン作成者・介護職員・	氏名 中津 太郎
相談内容	<input checked="" type="checkbox"/> 身体機能評価 <input type="checkbox"/> 住宅改修 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉用具選定 <input checked="" type="checkbox"/> 自主メニュー作成 <input type="checkbox"/> 栄養関係 <input type="checkbox"/> 口腔関係 <input type="checkbox"/> サービス事業所への助言指導 <input type="checkbox"/> 研修会( ) <input type="checkbox"/> その他( ) 具体的に: ・歩行速度を上げるための訓練や、福祉用具の選定について ・入浴時の跨ぎ動作の確認や動作訓練について		
派遣日希望	第1希望: 平成30年5月20日 (火) AM : PM 第2希望: 平成 年 月 日 ( ) AM : PM	場所	(利用者自宅・事業所)
派遣先 (利用者情報)	住所 中津市〇〇	利用者 氏名	◇◇ 花子
介護度	事業対象者・要支援(2)・要介護( )	性別・歳	男・女 (75歳)
疾病名	#1. 多発性脳梗塞 #2. 高血圧症		
介護保険 サービス	訪問介護・通所介護・訪問看護・( )・( )		
生活課題	脳梗塞後遺症のため、右半身麻痺、構音障がいがある。起居動作や移動時転倒が多い。		
プランの目標	①転倒に気をつけて、横断歩道を渡ることができる。(約11m) ②自宅で一人でシャワーよくができる。		
助言指導した内容			
備考			
派遣専門職 氏名	職種:	氏名:	派遣日 平成 年 月 日( ) : ~ :

## リハビリテーション専門職等派遣事業依頼書兼実施報告書

派遣依頼者	事業所名		連絡先	
	職種		氏名	
相談内容	<input type="checkbox"/> 身体機能評価 <input type="checkbox"/> 住宅改修 <input type="checkbox"/> 福祉用具選定 <input type="checkbox"/> 自主メニュー作成 <input type="checkbox"/> 栄養関係 <input type="checkbox"/> 口腔関係 <input type="checkbox"/> サービス事業所への助言指導 <input type="checkbox"/> 研修会(      ) <input type="checkbox"/> その他(      ) 具体的に:			
派遣日希望	第1希望:令和    年    月    日(    )AM:PM 第2希望:令和    年    月    日(    )AM:PM		場所	利用者自宅・事業所 (      )
派遣先 (利用者情報)	住所		利用者 氏名	
介護度	事業対象者・要支援(      )・要介護(      )		性別・歳	男 ・ 女 (      歳)
疾病名				
介護保険 サービス	訪問介護 ・ 通所介護 ・ 訪問看護(      ) ・ その他(      )			
生活課題				
プランの目標				
助言指導した内容				
備考				
派遣専門職 氏名	職種:	氏名:	派遣日	令和    年    月    日() :      ~      :

## 9. 「食」の自立支援事業

### <対象者>

中津市内に住所を有する65歳以上の方で一人暮らしまたは高齢者のみの世帯である者

### <目的>

高齢者のみの世帯に配食(お弁当の配達)を行う事で食生活の改善と安否確認を行います。  
※安否確認を兼ねておりますので、原則手渡しでの受け取りをお願いしています。配達時に安否確認ができなかった場合は、緊急連絡先になっている方やその他関わりのある方に安否確認のご協力をいただいております。

### <利用回数>

月曜日～金曜日の昼食又は夕食を1日1回、最大週3回まで

### <負担金額>

1食500円(低所得者については300円)

### <配達事業所>

対象者のお住まいになっている校区により、配達する事業所が決まっています。

【南部・北部・豊田】 NPO法人 ぴいあ

【如水・大幡・今津・三保・和田・鶴居・小楠・沖代】

宅配・介護のあいあい 株式会社くらや まごころ弁当ふくろう

宅配クック123 ワタミの宅食 (new)

【三光】 宅配・介護のあいあい 株式会社くらや 宅配クック123

【本耶馬溪】 宅配・介護のあいあい 宅配クック123

【耶馬溪】 耶馬溪料飲業組合

【山国】 宅配・介護のあいあい

(配達業者については令和5年4月1日現在)

### <開始までの流れ>

1. 介護長寿課または高齢者相談支援センターにお電話にてお申し出ください。
2. 後日、高齢者相談支援センターの職員がご自宅に伺い、どのような生活をしているか聞き取り調査を行います。
3. 高齢者相談支援センターより提出された調査結果をもとに市が審査を行います。安否確認が必要と判断すれば、利用決定通知書を郵送します。その際に、配食の開始日や利用料金を利用決定通知書にてお知らせします。

## <配食のアセスメント時の注意事項>

- ◆「ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業（ヤクルトの配達による安否確認。担当：高齢者福祉係）」と配食利用の重複について

配食を週3回利用すると、ヤクルトの利用はできなくなります。配食とヤクルトを併用したい場合は、配食の利用回数は2回までに限られます。その上で、対象者の健康度を考慮しつつ、ヤクルトの配達日と被らないように配慮をお願いします。

※詳細は、高齢者福祉係へお問い合わせください。

- ◆「介護保険サービス」の利用日と配食利用日の重複について

「ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業」との重複と同様に、デイサービスやヘルパー等の介護保険サービスと配食利用日が重複しないように調整をお願いします。

（※介護保険サービスとの重複については別紙をご参照ください。）

また、介護保険サービスの利用日が変更になった場合には、配食サービス利用日も見直しを行い、配食利用日と重複しないようにお願いします。

※現時点（令和5年4月時点）で重複している利用者に関しては、随時、配食曜日の変更を一人ずつお願いしてまいります。

- ◆栄養改善配食サービス

医師の指示等により、腎臓機能低下や糖尿病、低栄養の場合は、週6日の治療食を提供するとともに、栄養士の訪問指導を行っています。このような状態の場合は重篤化するリスクも高く、頻回の安否確認も必要と思われます。そのため、介護保険サービス利用日と配食利用日が重複していても可とします。ただし直接手渡しが行えない場合には不可とします。

- ◆公費負担について

1食に350円の公費が投入されており、支援が必要な方にサービスを支給できるようにする必要があります。食の確保は民間の宅配弁当でもおこなっており、安否確認が必要な場合に限り等事業の利用をお願いします。

※山間部などで民間の宅配弁当が使えない地域はこの事業を利用できます。

※生活保護等の低所得者については、本人負担を500円から300円に軽減しております。

民間の宅配弁当と同額（300円）のサービスがない場合は、この事業を利用できます。

## <各機関連絡先>

名称	担当地域	電話番号
高齢者相談支援センターいずみの園	今津・大幡・如水	62-9000
高齢者相談支援センター三光園	小楠・鶴居・三保・和田	53-9820
高齢者相談支援センター創生園	豊田・沖代	24-6015
高齢者相談支援センター村上	北部・南部	23-0833
高齢者相談支援センター社協	三光・本耶馬溪	26-8833
	耶馬溪・山国	27-8877
介護長寿課 介護予防係	中津市全域	62-9805

※高齢者相談支援センターとは、地域包括支援センターの愛称です。

<配食サービスの利用変更（廃止）申請について>

●以下の3点の場合は、申請をお願いします。

- ・配食業者を変更する場合
- ・配食利用日を変更する場合
- ・配食利用を廃止する場合

●申請方法

- ・申請書を介護長寿課窓口へ提出（メールでの提出も可）
- ・LoGo フォームよりインターネット上で申請（new）

●LoGo フォーム

- ・中津市「食」の自立支援事業（配食サービス）利用変更（廃止）申請フォーム

【URL】

<https://logoform.jp/form/GEJZ/239401>

【QRコード】



- ・中津市「食」の自立支援事業（**栄養改善**配食サービス）利用変更（廃止）申請

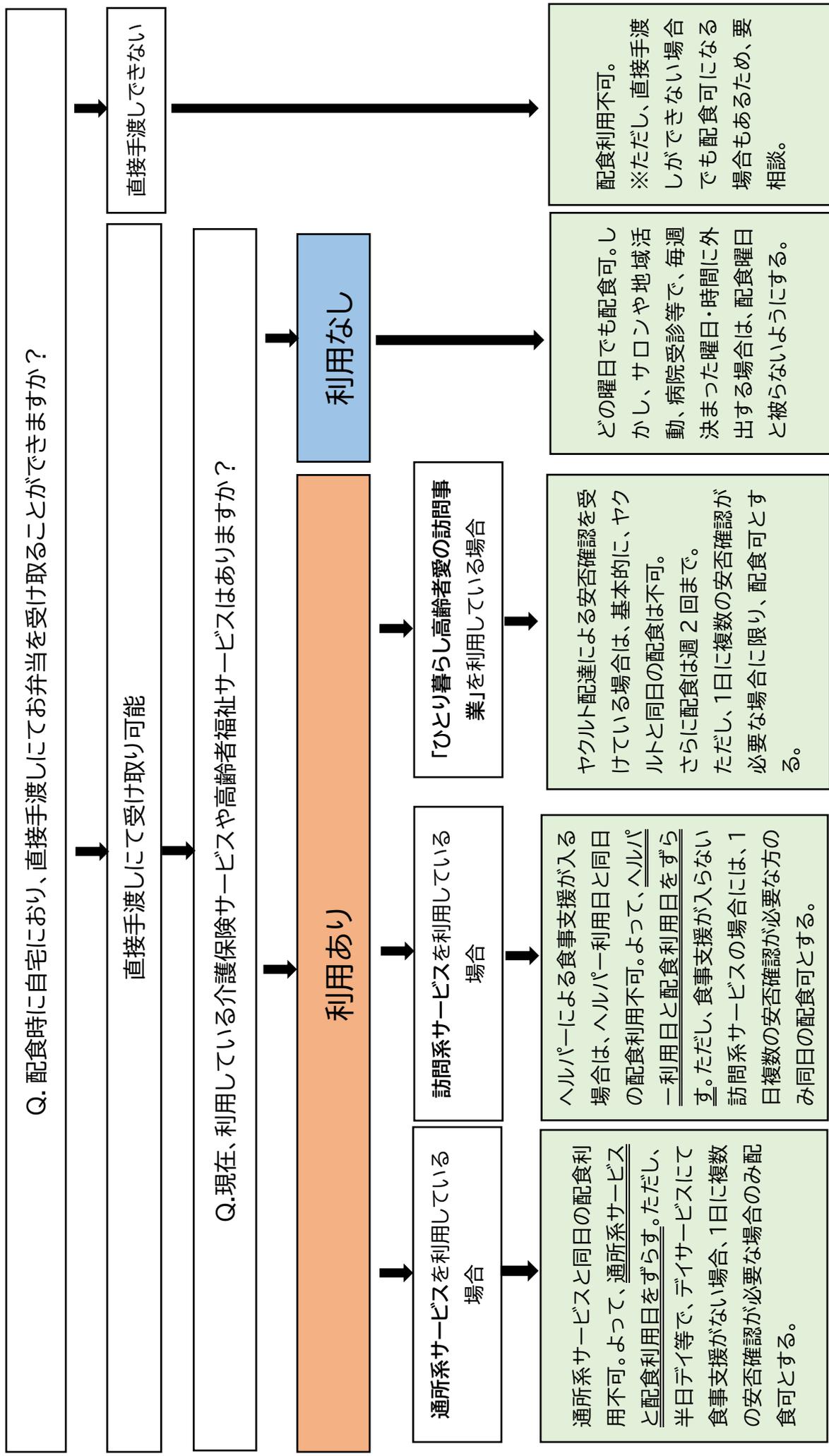
【URL】

<https://logoform.jp/form/GEJZ/244296>

【QRコード】



## 《「食」の自立支援事業フローチャート》



○生活保護等の低所得者について

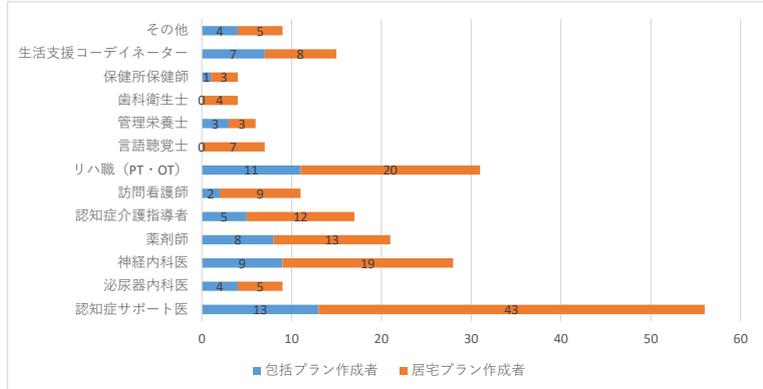
個人負担額が300円の生活保護等の低所得者に関しては、民間に同額の配食業者がないとみなし、介護保険サービス利用日と配食の利用日が重複していても、直接手渡しができる場合に限り、配食可とします。ただし、できる限り介護保険サービス利用日と配食利用日が重複しないようにプランの調整をお願いします。

## 10.令和5年度中央地域ケア会議についての意向調査結果

回答人数 包括24名 居宅57名  
 回答率 包括85% 居宅64%  
 対象者 プラン作成者

問3 中央地域ケア会議には次の助言者がいます。どの職種の助言を最も得たいですか。今、困っている事例を念頭に上位3つを選択してください。

認知症サポート医	56人
泌尿器内科医	9人
神経内科医	28人
薬剤師	21人
認知症介護指導者	17人
訪問看護師	11人
リハ職 (PT・OT)	31人
言語聴覚士	7人
管理栄養士	6人
歯科衛生士	4人
保健所保健師	4人
生活支援コーディネーター	15人
その他	9人

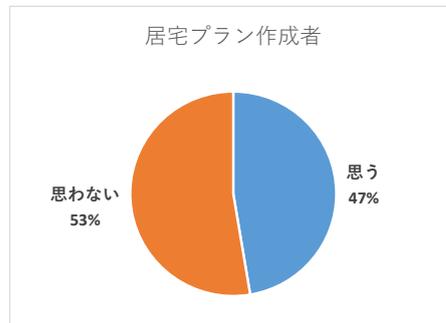
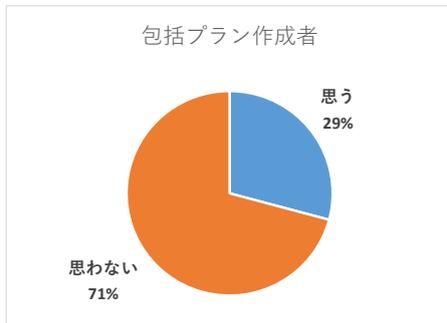


- ・弁護士等法律家、障害福祉分野の職種や行政職員
- ・臨床心理士 精神科利用者の対応についてケアマネが疲弊することが多い。精神科ナースではなく臨床心理士から専門的な意見をお聞きしたい。
- ・精神科医
- ・リウマチ科
- ・わからない
- ・権利擁護 成年後見
- ・本人と家族の意向が一致せず、サービスが難しい。
- ・介護保険サービスの通所、地域サロン、有償サービス以外にもつなげられる地域の社会資源につながる職種があると☑ありたいと思います。
- ・地域住民 (福祉専門職以外の60代くらいの方)

問4 R4年度の中央ケア会議は、1事例の検討時間を50分とし2事例のみ検討してきました。ケア会議の後に、専門職への相談時間を10分程度設けるとしたら、相談したいと思いますか。

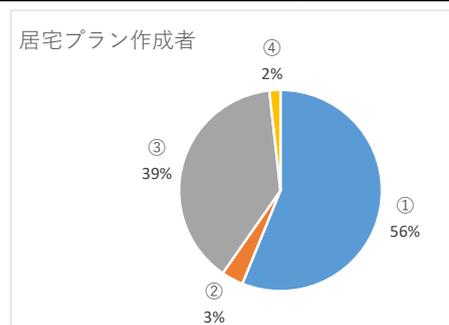
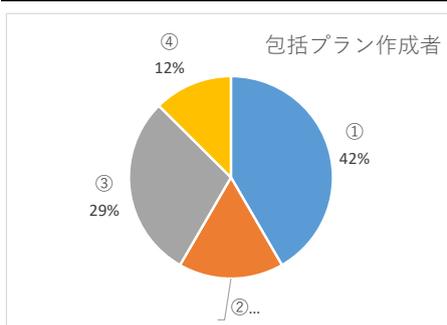
例)事前に相談内容を募集し当日回答 1事例目：A氏 (50分)、2事例目：B氏 (50分)、相談のみ：C氏 (10分)

①思う	包括プラン作成者 7人	居宅プラン作成者 27人
②思わない	包括プラン作成者 17人	居宅プラン作成者 30人



問5 これまで中央ケア会議はプラン作成に携わる方すべてに参加していただいていたと思います。参加の基準についてお尋ねします。最も良いと思われるものを一つ選んでください。

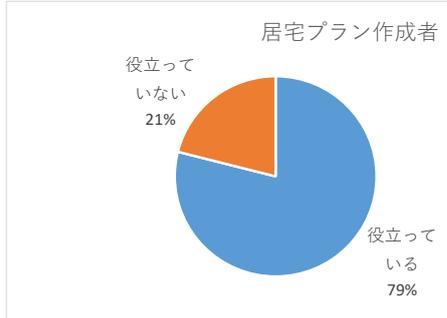
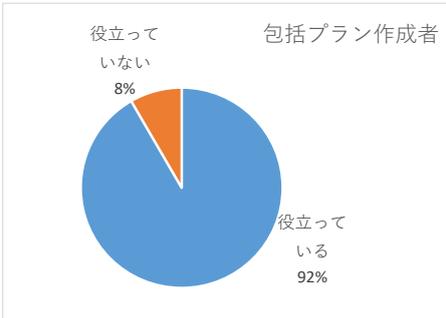
	包括	居宅
①今まで通り市が順番決めてよい。(3年に1回程度参加)	10人	32人
②事業所からの参加者を管理者が選ぶ方法。(事業所として無理にならない選出)	4人	2人
③介護支援専門員としての就業年数によって参加頻度を決める方法。 (例：1年目の人は年1回参加、2～5年は2年に1回、6～10年は3年に1回、11年以上は参加不要)	7人	22人
④その他	3人	1人



問6 中央地域ケア会議は多職種の助言を聞く場、包括別ケア会議は自立支援について包括・行政と意見交換する場として設定しています。ケア会議はプラン作成者のスキルアップに役立っていると思いますか。

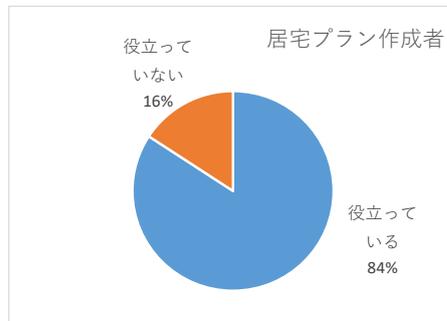
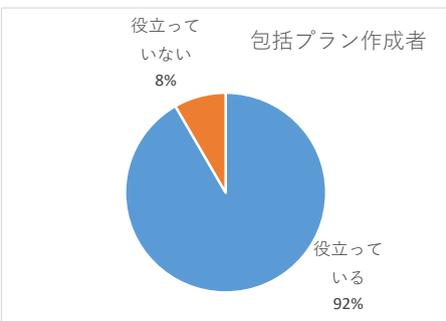
[中央地域ケア会議]

①役立っている	包括	22人	居宅	45人
②役立っていない	包括	2人	居宅	12人



[包括別地域ケア会議]

①役立っている	包括	22人	居宅	48人
②役立っていない	包括	2人	居宅	9人



**【総括】**

- ・上記の集計結果より、令和5年度の中央地域ケア会議への事例提供は、例年通り市が決めるローテーションをもとに3年に1回程度あたるように調整することとする。
- ・令和5年度中央地域ケア会議の事例提供者と助言者のマッチングについては、問3のデータをもとに行うものとした。
- ・中央地域ケア会議において、より具体的で取り入れやすい助言に繋げるために、令和5年度より、提出資料に栄養・口腔アセスメント資料を追加した。

●中央地域ケア会議の傍聴申込について

◀ 申込フォームのURL ▶

<https://logoform.jp/form/GEJZ/263873>

◀ 申込フォームのQRコード ▶



# 11. 短期集中型サービス事業について

## 中津市短期集中型サービス

「短期集中型サービス」とは、介護保険サービスの一つです。3か月間(最長6か月)、週1～2回、専門職がついて、一人ひとりにあった運動プログラム等について学べます。

最近退院したけど、一気に筋力が落ちて、転倒が怖く外出しなくなった。



自粛生活が続いたことで、転倒することが増えて、出かけるのが怖い。

体力を取り戻して、サロンへ行きたい!



リハビリ専門職等

体力を取り戻すための運動方法や家での過ごし方を提案します。

できることを増やして、外出できるよう支援します!

▼サービスが利用できる方:要支援1.2の認定を受けた人、又は基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人

種類	『通所と訪問の併用』	『訪問単独』(New: R4.6月開始)
サービス形態	月1回の訪問と週1～2回の通所を組み合わせで行う	週1～2回の訪問のみ
時間	2時間以上/回	60分程度/回
金額(目安)	週1回: 2100円/月 週2回: 4200円/月 (1割負担の場合)	1回 660円 (1割負担の場合)
委託先	■川崙整形外科病院 住所: 宮夫17番地 電話: 24-2450	■(株)HD.Labo 住所: 万田399 電話: 090-4583-5562

### 支援の流れ

#### ①訪問・面接

地域包括支援センター職員が相談内容・身体状況・家の環境等を確認します

#### ②プラン作成

地域包括支援センター職員が、具体的何をするのか計画を立てます

#### ③サービス担当者会議

利用者・地域包括支援センター職員・事業所担当で内容の確認をします

#### ④通所型サービス又は個別訪問支援

事業所もしくは自宅において、3か月間(最大6か月)取組を行います

※利用希望の方や詳しいことが知りたい方は市または担当の地域包括支援センターへご相談ください。

#### 【問合せ先】

◎中津市介護長寿課介護予防係 62-9805 (係直通) ・ 22-1111 (内735)

◎各地域包括支援センター (担当地域)

■いずみの園 (今津・大幡・如水) 62-9000 ■三光園 (小楠・鶴居・三保・和田) 53-9820

■創生園 (豊田・沖代) 24-6015 ■村上 (南部・北部) 23-0833

■社協 (三光・本耶馬溪) 26-8833 (耶馬溪・山国) 27-8877

## 短期集中型サービスC対象者フロー図

### 【対象者】

- ・生活不活発病で、「心身機能」をはじめとし、「活動」や「参加」といった生活機能が低下しはじめています。
- ・高齢者自身に改善の意思があり、短期集中Cの利用による改善が見込まれる方。

### 生活不活発の状態とは・・・

- ・階段をのぼるのに手すりが必要。
- ・椅子から立ち上がるのに手すり等が必要。
- ・15分以上続けて歩けない。
- ・この1年間に転んだことがある。
- ・コロナ禍の影響で、外出や人と話すことが減り、気持ちがふさぎ込んでいる。  
等の状況が見られる方



市介護長寿課・地域包括支援センターへ相談



総合事業基本チェックリストの結果

該当

非該当



認知症、難病、うつ等精神科疾患などの進行性疾患の有無

なし

あり



短期集中型サービスの  
利用手続きへ

その他の  
サービス  
利用を  
検討

# 中津市短期集中型サービスの紹介

(内容・委託基準・流れ等)

## 中津市の短期集中型サービス

	通所型サービスC	訪問型サービスC
対象者	廃用等により日常生活動作が困難になった要支援（1. 2）認定者及び事業対象者 ※月新規利用者5名程度を想定	
目的	上記対象者に対し、短期集中的に運動器の機能向上のためにプログラムを中心に、栄養改善及び口腔機能の向上等のプログラムも実施し、日常生活の活動性を高め、生活行為の改善や自立した生活にむけ支援する。	
委託事業所	・川島整形外科病院（通所リハと一体的に実施） ・ 従前のサービスC ・(株)HD.Labo（自費型訪問リハと一体的に実施） ・ 訪問単独のサービスCを実施	
内容	・運動器の機能向上プログラム （毎回60分以上のメニュー） ・栄養改善プログラム（チェックリスト該当者への個別指導） ・口腔機能改善プログラム（チェックリスト該当者への個別指導） ※栄養・口腔ともに全体への講話を3か月間に1回実施 ・その他のプログラム	通所型サービスC事業所のリハ職又は訪問単独の事業所のリハ職による訪問 ・自宅でのADL・IADLの評価 ・生活における課題の確認 ・環境整備や動作確認 ※必要な場合は、管理栄養士、歯科衛生士
利用期間	計画書に基づき、3か月間。必要があれば、最長6か月間までとする。	

# 中津市の短期集中型サービス

(通所型サービスC・訪問型サービスCをセットで実施)

	通所型サービスC	訪問型サービスC (通所とセット)	訪問型サービスC (訪問単独型)
利用頻度	週1回または2回利用 (サービス担当者会議で決める)	通所型サービス実施期間中に最高3回までとし、初回と最終の2回は、必ず実施。 最長6か月間となった場合の訪問は最大5回までとする。	1週あたり2回、3か月(最長6か月まで)を限度とし、初回と最終付近には体力測定を実施。
1回あたりの時間	120分以上	45分程度	60分程度
単価	週1回利用：21,000円/月 週2回利用：42,000円/月	1回：5,000円(交通費込み)	1回：6600円(交通費込み)
本人負担額	週1回利用：2,100円/月 週2回利用：4,200円/月 (単価の1割相当)※一定以上所得者は2割	なし	1回：660円 (単価の1割相当)※一定以上の所得者は2割
送迎サービス	必要な方は、送迎あり(本人負担なし) いずみの園：市内全域可 かわしま：旧市内のみ		
その他	・他の通所型サービスの併用不可	・通所型サービスCとセットで利用	・訪問単独での利用。

# 中津市の短期集中型サービス 委託基準

	通所型サービスC	訪問型サービスC
人員基準	<p>管理者 1人 ※支障がない場合は、他の職務と兼務可能 理学療法士または、作業療法士 1名以上 看護職員 1名以上 ※健康状態の管理・緊急時の対応に支障のない範囲で、同一施設内の他職務と兼務可能 介護職員 利用者5～14名に1名以上 利用者15名以上に2名以上 管理栄養士、歯科衛生士(※言語聴覚士、看護師でも可) ※同施設内の他の職務と兼務可</p> <p>通所介護や通所リハ等の事業と同一単位で一体的に実施する場合は、介護給付の基準を満たした上で通所型サービスCの基準を満たす必要がある。</p>	<p>管理者 1人 ※支障がない場合は、他の職務と兼務可能 理学療法士または、作業療法士 ※その他必要に応じて、管理栄養士や歯科衛生士等による訪問指導も実施可。</p>
設備基準	安全に実施でき、各プログラムの実施に支障のない広さの部屋 業務実施に必要な設備と備品を備えること	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・従事者の清潔保持・健康状態の管理</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>・安全体制・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> <li>・実施の記録とその保管</li> <li>・事業報告</li> <li>・関係機関との連携(ケアマネや医療機関との連絡)</li> </ul>	

## 対象者の具体例

- 軽度の脳梗塞等のほか、骨・関節疾患あるいは肺炎等により、一時的に体力や生活能力が低下した方
- 外出の機会が少なく、閉じこもり傾向な方
- 退院して間もなく身体機能の低下や在宅生活に不安が強い方
- **従前のサービスCが送迎の関係で受け入れ困難な場合や通所型サービスの利用を望まない方**

出来なくなっていたことができるようになる！  
行きたかったところに行けるようになる！

**元気になりたいという**  
(その人の望ましい姿で、その人らしい自立した生活)

**合意形成**

## 短期集中型サービス事業（訪問単独）の流れ①

### 対象者の選定

- ◎ 廃用等により日常の生活行為が困難になり、運動機能向上プログラムを中心としたサービスが必要と思われるケース（別紙フローチャートでの該当者）は、原則として、本サービスを勧める。  
※心疾患等、医師の指示が必要な方は、通所リハ等のサービスに繋げるものとする。
- ◎ 合意形成が取れないケースについては、他のサービスに繋げる。
- ◎ 「事業利用申請書（作成中）」を利用希望者本人が記入してもらい、市に提出。  
主治医がいる場合は、本人に本サービスを利用することは、伝えてもらうようにする。

↓ 事前に通所事業所に連絡し、対応可能か、開始予定時期等の確認

申請の際には、下記を市役所までご提示ください。

- ・ 様式第1号
- ・ 利用者基本情報
- ・ 基本チェックリスト
- ・ 生活機能評価
- ・ 介護予防サービス支援計画

## 短期集中型サービス事業（訪問単独）の流れ②

### サービス担当者会議（サービス事業所、事業所リハビリ職、プラン作成者、本人、家族等）

- ◎リハビリ職による訪問型サービスCのアセスメント結果を踏まえ、通所型サービスCでの通所回数や支援内容や今後の訪問型サービスCの方向性を決める。
  - ◎自宅でのADL・IADLの評価、住環境を含め、課題の確認。
- サービス事業所と利用者の利用契約の締結

### 訪問型サービスC（訪問単独）の開始（サービス担当者会議と同日実施可）

- ◎プログラムに沿って、サービス開始
- ◎月に1回は体力測定を行い、利用者にフィードバックするとともに運動負荷等を調整する。
- ◎定期的にモニタリングし、問題点等があった場合は、サービス計画等を修正する。

必要に応じて、リハビリテーション専門職等派遣事業へつなぎ口腔・栄養指導

## 短期集中型サービス事業（訪問単独）の流れ③

- 終了時期が近づいたら、
- ◎自宅でのADL・IADLの評価、体力測定結果、課題目標達成の確認。（卒業できそうか）

### プラン作成者のモニタリング訪問

### 評価会議（サービス事業所、事業所リハビリ職、プラン作成者、本人、家族等）

- ◎状態像の確認と目標達成の評価
  - ◎卒業後の目標と活動設定
  - ◎卒業後の支援の方向性について確認
  - ◎卒業が難しいケースについては、**最長6か月間まで延長できる。** →
- その後も、サービスが必要なケースについては、他のサービスを検討し、繋げる。

再度、「事業利用申請書」を利用希望者本人が記入してもらい、市に提出。

3か月延長

### 卒業

- 地域へのつなぎ、社会資源の活用、自己管理
- ◎自己モニタリングできるチェックシートの活用を勧める。（検討中）

## 短期集中型サービス事業（訪問・通所）の流れ①

### 対象者の選定

- ◎ 廃用等により日常生活行為が困難になり、運動機能向上プログラムを中心としたサービスが必要と思われるケース（特に新規）は、本サービスを勧める。  
※心疾患等、医師の指示が必要な方は、通所リハ等のサービスに繋げるものとする。
- ◎ 合意形成が取れないケースについては、他のサービスに繋げる。
- ◎ 「事業利用申請書」を利用希望者本人が記入してもらい、市に提出。  
主治医がいる場合は、本人に本サービスを利用することは、伝えてもらうようにする。

↓ 事前に通所事業所に連絡し、対応可能か、開始予定時期等の確認

### 訪問型サービスCによるリハビリ職の訪問

- ◎ 自宅でのADL・IADLの評価、住環境を含め、課題の確認。

### マネジメント会議

- ◎ プラン作成者は、訪問型サービスCの初回訪問を行ったリハ職と、訪問によるアセスメントの結果を含め、総合的課題や事業の妥当性、支援の方向性、目標設定等について検討する。その後、『介護予防マネジメント・サービス支援計画書』を作成する。

申請の際には、下記を市役所までご提出ください。

- ・ 様式第1号  
（短期集中型サービス事業利用申請及び同意書）
- ・ 利用者基本情報
- ・ 基本チェックリスト
- ・ 生活機能評価
- ・ 介護予防サービス支援計画

## 短期集中型サービス事業（訪問・通所）の流れ②

### サービス担当者会議（サービス事業所、事業所リハビリ職、プラン作成者、本人、家族等）

- ◎ リハビリ職による訪問型サービスCのアセスメント結果を踏まえ、通所型サービスCでの通所回数や支援内容や今後の訪問型サービスCの方向性を決める。

↓ サービス事業所と利用者の利用契約の締結

### 通所型サービスC開始（月始まりとする）

- ◎ プログラムに沿って、月始まりでサービス開始
- ◎ 月に1回は体力測定を行い、利用者にフィードバックするとともに運動負荷等を調整する。
- ◎ 定期的にモニタリングし、問題点等があった場合は、サービス計画等を修正する。

必要に応じて、訪問型サービスCによる訪問②（口腔・栄養指導の訪問でも可）

## 短期集中型サービス事業（訪問・通所）の流れ③

### 訪問型サービスCによる評価訪問③

◎自宅でのADL・IADLの評価、課題目標達成の確認。（卒業できそうか）

### プラン作成者のモニタリング訪問

### 評価会議（サービス事業所、事業所リハビリ職、プラン作成者、本人、家族等）

- ◎状態像の確認と目標達成の評価
- ◎卒業後の目標と活動設定
- ◎卒業後の支援の方向性について確認
- ◎卒業が難しいケースについては、**最長6か月間まで延長できる。**  
その後も、サービスが必要なケースについては、他のサービスを検討し、繋げる。

再度、「事業利用申請書」を利用希望者本人が記入してもらい、市に提出。

**3か月延長**

**卒業証書** 地域へのつなぎ、社会資源の活用、自己管理  
◎自己モニタリングできるチェックシートの活用を勧める。

## 12.校區別社会資源リスト R5.3.1

地区	南部
<p>①住民同士のつながりの場</p> <p>窓口</p> <p>●社協</p> <p>○介護長寿課</p> <p>◎介護長寿課、包括</p> <p>□民生委員</p>	<p>【サロン】 主催：住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●金谷鶴亀サロン（南部まちなみ交流館・毎月第2月曜日）（休止?）</li> <li>●小祝サロンひだまり（小祝老人憩の家・毎月第2日曜日）</li> <li>●サロンはなみずき（南部まちなみ交流館・毎月第4金曜日）</li> <li>●サロンなんぶ（南部公民館・毎月第4火曜日）</li> </ul> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎小祝元気体操クラブ（小祝老人憩の家・毎週金曜日）</li> <li>◎南部健康体操クラブ（南部公民館・毎週金曜日）</li> <li>◎かぼす体操くらぶ（南部まちなみ交流館・毎週火曜日）</li> <li>◎片端町倅会（片端町集会所／毎週水曜日）</li> </ul> <p>【オレンジカフェ】 主催：包括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オレンジカフェむらかみ（通所リハ エルダーカマー）</li> </ul> <p>【シニアほっと元気station"よりあ"】 主催：生活支援コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小祝よりあ（小祝憩いの家・毎月最終水曜日）</li> <li>●諸町よりあ（まちなみ交流館・毎月1回）</li> <li>●身近な相談窓口（臼木さんち・毎週水曜日）</li> </ul>
<p>②給食ボランティア</p> <p>窓口</p> <p>□民生委員</p>	<p>□城下町（南部公民館・第2金曜日 地区：京町・新古博多町・古魚町・片端町・殿町・ 屋配食） 2・3丁目</p> <p>□えびすの会（南部まちなみ交流 地区：諸町・外馬場・新魚町・東堀端・江三竹・萱 館・第3金曜日昼配食） 津</p> <p>□えみの会（小祝老人憩いの家・第 地区：小祝 本町 上方町 中島 3木曜日昼会配食）</p> <p>□さざ波会（小祝老人憩いの家・第 地区：小祝港町 新町 中島一部 2木曜日昼会食）</p>
<p>③住民型有償サービス</p> <p>窓口●社協</p>	<p>●南部さくらサービス</p>
<p>④地域の情報共有の場</p> <p>窓口●社協</p>	<p>●「南部校区地域福祉ネットワーク協議会ぽけっと」 情報紙発行、役員会、研修会、総会、サロン支援</p>

地区	北部	
<p>①住民同士のつ なりの場</p> <p>窓口 ●社協</p> <p>○介護長寿課</p> <p>◎介護長寿課、 包括</p> <p>□民生委員</p>	<p>【サロン】 主催：住民</p> <p>●北部校区なぎさサロン（新大塚老人憩の家／毎月第3土曜日）</p> <p>●よねやまセルフサロン ふれ愛（米山老人憩の家／毎月第1・3火曜日）</p> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <p>◎蛸瀬あじさいクラブ（蛸瀬集会所（八坂神社境内）／毎週木曜日）</p> <p>◎米山めだか体操クラブ（米山老人憩の家／毎週火曜日）</p> <p>◎ゆきちげんきの会（北部集会所／毎週火曜日）</p> <p>◎さんさん体操クラブ(北部公民館／毎週水曜日)</p>	
<p>②給食ボラティア</p>	<p>無</p>	
<p>③住民型有償サービス</p> <p>窓口●社協</p>	<p>●北部えがおサービス</p>	
<p>④地域の情報共有の場</p> <p>窓口●社協</p>		

地区	豊田
<p>①住民同士のつ なりの場</p> <p>窓口</p> <p>●社協</p> <p>○介護長寿課</p> <p>◎介護長寿課、 包括</p> <p>□民生委員</p>	<p>【サロン】 主催：住民</p> <p>●地域サロン「福ろうの家」（毎週火・金曜日）</p> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <p>◎上宮永元気クラブ（市営上宮永住宅集会所／毎週木曜日）</p> <p>◎中殿健康クラブ（中殿貴船神社集会所／毎週火曜日）</p> <p>◎下宮永健やか体操クラブ（下宮永集会所／毎週火曜日）</p> <p>◎上宮永週一体操教室(豊田公民館／毎週木曜日)</p> <p>◎島田元気健康クラブ（明照寺/毎週火曜日）</p> <p>【オレンジカフェ】 主催：包括</p> <p>○オレンジカフェなかつ(ふるかわメディカルクリニック)</p> <p>【シニアほっと元気station"よりあ"】 主催：生活支援コーディネーター</p> <p>●シニアほっと元気ステーションよりあ（不定期）</p> <p>●身近な相談窓口「街の保健室」（豊田公民館／毎週水曜日）</p>
<p>②給食ボランティア 窓口 □民生委員</p>	<p>□福寿会（豊田公民館／第 地区：上宮永3丁目 1 水曜日夜配食）</p>
<p>③住民型有償サービス</p>	<p>無</p>
<p>④地域の情報有の場 窓口●社協</p>	<p>●豊田校区地域福祉ネットワーク協議会【生き生き・豊田】</p>

地区	沖代	
<p>①住民同士のつな がりの場</p> <p>窓口</p> <p>●社協</p> <p>○介護長寿課</p> <p>◎介護長寿課、 包括</p> <p>□民生委員</p>	<p>【サロン】 主催：住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域サロン「すずめの家」（すずめの家／毎週火・金曜日）</li> <li>●地域サロンのじこ（沖代公民館／毎週木曜日）</li> </ul> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <p>◎沖代中一クラブ（まなびん館／毎週火曜日）</p> <p>【シニアほっと元気station"よりあ"】 主催：生活支援コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●シニアほっと元気ステーション「沖代よりあ」（すずめの家/年6回）</li> <li>●沖代ミント(次世代のつながる場)（すずめの家/第3水曜日）</li> <li>●身近な相談窓口「ビタミンカフェ」（すずめの家／毎週木曜日）</li> </ul>	
<p>②給食ボランティア</p>	<p>無</p>	
<p>③住民型有償サービス</p> <p>窓口●社協</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沖代どんぐりサービス</li> </ul>	
<p>④地域の情報共有の場</p> <p>窓口●社協</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沖代校区地域福祉ネットワーク協議会</li> </ul> <p>沖代公民館にて毎週水曜日事務局「あいがも」開設  情報誌発行（年3）、総会・研修会（年1）、事務局会議（毎月）、  HP開設  各種団体の事務補助作業、パトロール犬の取り組み</p>	

地区	小楠
<p>①住民同士のつ なりの場</p> <p>窓口</p> <p>●社協</p> <p>○介護長寿課</p> <p>◎介護長寿課、 包括</p> <p>□民生委員</p>	<p>【サロン】 主催：住民</p> <p>●地域サロン「こまどりの家」（こまどりの家/毎週土曜日）</p> <p>●サロン「百歳（ももとせ）」（さんくす事務所/毎週水曜日）</p> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <p>◎楠クスくらぶ（小楠コミュニティーセンター/毎週木曜日）</p> <p>◎一ツ松ニコニコ健康クラブ（一ツ松地区集会所/毎週金曜日）</p>
<p>②給食ボラン ティア</p> <p>窓口</p> <p>□民生委員</p>	<p>□あやめ会（西大新田集会所・第2 地区：西大新田 水曜日夕配食）</p> <p>□わらび会（東大新田集会所・第3 地区：東大新田 木曜日夕配食）</p> <p>□ひがしはま（東浜集会所・第2 金 地区：東浜 曜日夕配食）</p> <p>□うしがみ（牛神集会所・第2 木曜 地区：牛神1・2・3・4丁目 日昼配食）</p> <p>□一ツ松（一ツ松集会所（絆）・第 地区：一ツ松 1 木曜日夕配食）</p>
<p>③住民型有償サービス</p> <p>窓口●社協</p>	<p>●小楠さんくすサービス</p>
<p>④地域の情報共有の場</p> <p>窓口●社協</p>	<p>●小楠校区地域福祉ネットワーク協議会「OGUSU友愛2017」 （定例会は年3回）</p>

地区	鶴居	
<p>①住民同士のつなぐの場</p> <p>窓口</p> <p>●社協</p> <p>○介護長寿課</p> <p>◎介護長寿課、包括</p> <p>□民生委員</p>	<p>【サロン】 主催：住民</p> <p>●万田きずなの会（万田集会所／毎月第2月曜日）</p> <p>●湯屋仲良しクラブ（湯屋公民館/毎月2回）</p> <p>●スマイルサロン（南高瀬公民館／毎月第3土曜日）</p> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <p>◎高瀬太陽クラブ（鶴居文化センター／毎週木曜日）</p> <p>◎万田めじろん体操教室（万田地区公民館／毎週水曜日）</p> <p>◎上ノ原健康クラブ（上ノ原区民館／毎週火曜日）</p> <p>◎水郷三口クラブ（水郷三口公民館／毎週土曜日）</p> <p>◎東永添体操教室（東永添集会所／毎週水曜日）</p> <p>【オレンジカフェ】 主催：包括</p> <p>○オレンジカフェ三步（特別養護老人ホーム悠久の里）</p> <p>【その他】</p> <p>・男性料理教室（湯屋公民館/毎月） 主催：三光園</p>	
<p>②給食ボランティア</p> <p>窓口</p> <p>□民生委員</p>	<p>□ねぎの会（鶴居コミュニティーセンター・第4水曜日夜配食） 地区：湯屋・東・西・北</p> <p>□人参クラブ（南高瀬公民館・第3土曜日昼配食） 地区：南高瀬</p> <p>□もみじ（鶴居コミュニティーセンター・第4木曜日夜配食） 地区：上万田 中万田 下万田北</p>	
<p>③住民型有償サービス</p> <p>窓口●社協</p>	無	
<p>④地域の情報共有の場</p> <p>窓口●社協</p>	無	

地区	大幡	
<p>①住民同士のつ なりの場</p> <p>窓口</p> <p>●社協</p> <p>○介護長寿課</p> <p>◎介護長寿課、 包括</p> <p>□民生委員</p>	<p>【サロン】 主催：住民</p> <p>●黒水ふれあいいきいきサロン（黒水生活改善センター／月1回）</p> <p>●榊原元気クラブ（榊原公民館／毎月25日）</p> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <p>◎中原のぞみ会週一体操教室（中原公民館／毎週木曜日）</p> <p>◎大悟法週一健康体操（大悟法老人憩の家／毎週金曜日）</p> <p>◎稲男健康体操クラブ（稲男集会所／毎週火曜日）</p> <p>◎大貞公園元気体操クラブ（大貞公園集会所／毎週木曜日）</p> <p>◎八幡ほがらか健康クラブ（八幡町集会所／毎週水曜日）</p>	
<p>②給食ボラン ティア</p> <p>窓口</p> <p>□民生委員</p>	<p>□ひまわりの会（八幡町集会所・第 地区：八幡町 2木曜日夕配食）</p> <p>□さくら（大貞公園集会所・第4水 地区：大貞公園 曜日夕配食）</p> <p>□みすみ会 地区：大悟法 （大悟法老人憩の家／第3水曜日）</p>	
<p>③住民型有償サービス</p> <p>窓口●社協</p>	<p>●大幡まこもサービス</p>	
<p>④地域の情報共有の場</p> <p>窓口●社協</p>	<p>●地域福祉ネットワーク協議会「大幡福祉の会“輪”」</p> <p>定例会（毎月1回）</p> <p>研修会（年1回）、災害時要援護者マップの作成・更新、 社会資源リストの作成・更新</p>	

地区	如水	
<p>①住民同士のつなぐの場</p> <p>窓口</p> <p>●社協</p> <p>○介護長寿課</p> <p>◎介護長寿課、包括</p> <p>□民生委員</p>	<p>【サロン】 主催：住民</p> <p>●地域サロン「つばめの家」（つばめの家／毎週月曜日）</p> <p>●如水ふれ愛の会（如水公民館／毎月第4火曜日）</p> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <p>◎上如水団地健康クラブ（上如水団地集会所／毎週水曜日）</p> <p>◎如水めじろん体操（如水コミュニティーセンター／毎週金曜日）</p>	
<p>②給食ボランティア</p> <p>窓口</p> <p>□民生委員</p>	<p>□やまばと会（如水コミュニティー 地区：下池永センター・第3土曜日夕配食）</p> <p>□あけぼの会（如水コミュニティー 地区：如水センター・第2木曜日夕配食）</p>	
<p>③住民型有償サービス</p> <p>窓口●社協</p>	<p>無</p>	
<p>④地域の情報共有の場</p> <p>窓口●社協</p>	<p>無</p>	

地区	三保	
①住民同士のつ ながりの場  窓口 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 介護長寿課 <input checked="" type="checkbox"/> 介護長寿課、 包括 <input type="checkbox"/> 民生委員	<b>【サロン】</b> 主催：住民 <input checked="" type="checkbox"/> 古森シルバーサロン（古森集会所／毎月第3土曜日） <input checked="" type="checkbox"/> 黒川地区「ひばり会」（黒川地区集会所／毎月第3土曜日） <input checked="" type="checkbox"/> 北原グレープサロン（北原地区集会所／毎月第3水曜日）  <b>【週一体操教室】</b> 主催：住民 <input checked="" type="checkbox"/> 黒川健康クラブ（黒川集会所／毎週土曜日） <input checked="" type="checkbox"/> 田中にこにこクラブ（田中集会所／毎週月曜日） <input checked="" type="checkbox"/> 草場クラブ（草場公民館／毎週火曜日） <input checked="" type="checkbox"/> 北原サンサン健康クラブ(北原地区生活改善センター／毎週水曜日)	
②給食ボランティア 窓口 <input type="checkbox"/> 民生委員	無	
③住民型有償サービス 窓口 <input checked="" type="checkbox"/> 社協	無	
④地域の情報共有の場 窓口 <input checked="" type="checkbox"/> 社協	無	

地区	和田	
<p>①住民同士のつ なりの場</p> <p>窓口</p> <p>●社協</p> <p>○介護長寿課</p> <p>◎介護長寿課、 包括</p> <p>□民生委員</p>	<p>【サロン】 主催：住民</p> <p>●陽だまりサロン（田尻老人憩いの家／毎月第4水曜日）</p> <p>●諸田竹林元気クラブ（諸田区集会所／毎週第3木曜日）</p> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <p>◎諸田竹林元気クラブ（諸田区集会所／毎週木曜日）</p> <p>◎小路おげんきクラブ（小路地区集会所／毎週火曜日）</p> <p>◎陽だまり元気クラブ（田尻老人憩いの家／毎週金曜日）</p>	
<p>②給食ボラン ティア 窓口</p> <p>□民生委員</p>	<p>□なでしこ（田尻老人憩いの家・第4 地区：田尻上・中・下，新開 土曜日昼配食）</p> <p>□たんぼぼ（小路集会所・第3水曜 地区：諸田 日昼配食）</p>	
<p>③住民型有償サービス</p> <p>窓口●社協</p>	<p>無</p>	
<p>④地域の情報共有の場</p> <p>窓口●社協</p>	<p>無</p>	

地区	今津	
<p>①住民同士のつなぐの場</p> <p>窓口</p> <p>●社協</p> <p>○介護長寿課</p> <p>◎介護長寿課、包括</p> <p>□民生委員</p>	<p>【サロン】 主催：住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉ボランティアキューピット（今津コミュニティセンター／月1回）</li> <li>●うへのサロン（植野公民館／月2回）</li> <li>●エンゼルスクール（今津小／月1回）</li> <li>●ふれあいサロンあい☆いまづ（今津コミュニティセンター／年3回）</li> </ul> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎植野健康クラブ（植野公民館/毎週木曜日）</li> <li>◎野依健康体操（野依集会所/毎週木曜日）</li> <li>◎犬丸いきいきクラブ（犬丸集会所/毎週水曜日）</li> <li>◎えびす元気いきいき週一体操今津教室（今津区集会所/毎週木曜日）</li> <li>◎停車場いきいき週一体操（今津コミュニティセンター/毎週水曜日）</li> <li>◎いきいき赤迫健康クラブ（赤迫集会所/毎週木曜日）</li> </ul> <p>【オレンジカフェ】 主催：包括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オレンジカフェさわらび（コミュニティーカフェさわらび）</li> <li>○オレンジカフェよりみち（よりみちCafé）</li> </ul> <p>【シニアほっと元気station”よりあ”】 主催：生活支援コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●シニアほっと元気ステーションよりあ「まったり庵」（大人数の場に行きづらい方）（今津拠点/第3火曜日）</li> <li>●「わっはっは」（輪・和・話がテーマの場づくり）不定期</li> <li>●身近な相談窓口（今津拠点／毎月第3火曜日）</li> </ul>	
<p>②給食ボランティア</p> <p>窓口□民生委員</p>	<p>□いちごの会（今津コミュニティセンター 地区：鍋島 駐車場）</p> <p>ンター・第3金曜夕配食）</p>	
<p>③住民型有償サービス</p> <p>窓口●社協</p>	<p>●今津支え合いサービスすみれ</p>	
<p>④地域の情報共有の場</p> <p>窓口●社協</p>	<p>無</p>	

地区	三光	
<p>①住民同士のつながりの場</p> <p>窓口</p> <p>●社協</p> <p>○介護長寿課</p> <p>◎介護長寿課、包括</p> <p>□民生委員</p>	<p><b>【サロン】 主催：住民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●森山いきいきサロン（森山集会所／毎月第3金曜日）</li> <li>●上秣いきいきサロン（上秣営農研修センター／毎月第4火曜日）</li> <li>●下秣いきいきサロン（下秣集会所／毎月第1月曜）</li> <li>●上深水いきいきサロン（上深水公民館／毎月第4水曜日）</li> <li>●いきいきサロン上田口（上田口多目的集会所／毎月第4月曜日）</li> <li>●下田口いきいきサロン（下田口集会所／毎月第2水曜日）</li> <li>●諫山いきいきサロン（諫山公民館／月1回、月・水・金のいずれか）</li> <li>●いきいきサロン下深水（深水活性化センター／毎月第1月曜日）</li> <li>●原口いきいきサロン（原口公民館／毎月第2火曜日）</li> <li>●白木いきいきサロン（白木集会所／毎月第2火曜日）</li> <li>●小袋いきいきサロン（小袋研修センター／毎月第3木曜日）</li> <li>●西秣いきいきサロン（西秣集会所／毎月第3水曜日）</li> <li>●土田いきいきサロン（土田公民館／毎月第3木曜日）</li> <li>●成恒いきいきサロン（成恒集会所／毎月第2木曜日）</li> <li>●佐知いきいきサロン（真坂活性化センター／毎月第1金曜日）</li> </ul> <p><b>【週一体操教室】 主催：住民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎森山健康クラブ（森山地区多目的集会所/毎週火曜日）</li> <li>◎成恒健康クラブ（成恒集会所/毎週火曜日）</li> <li>◎上秣健康クラブ（上秣営農集会所/毎週木曜日）</li> <li>◎うすぎ健康でいようクラブ（白木多目的集会所/毎週木曜日）</li> <li>◎下秣いきいき健康クラブ(下秣公民館/毎週月曜日)</li> <li>◎土田長寿クラブ（土田公民館/毎週木曜日）</li> </ul> <p><b>【オレンジカフェ】 主催：包括</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オレンジカフェ三光(三光コミュニティーセンター)</li> <li>○ストリートオレンジカフェみなと(駐車場とテント配置が可能なスペースがある屋外)</li> </ul> <p><b>【シニアほっと元気station”よりあ”】 主催：生活支援コーディネーター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●シニアほっと元気ステーションよりあ おやじの会（三光拠点／毎月第1土曜日）</li> <li>●身近な相談窓口（三光拠点／第2金曜日）</li> </ul>	
<p>②給食ボランティア</p> <p>窓口□民生委員</p>	<p>□たけのこの会（三光コミュニティー 地区：三光センター・第1月曜夕配食）</p>	
<p>③住民型有償サービス</p> <p>窓口●社協</p>	<p>●三光こすもすサービス</p>	
<p>④地域の情報共有の場</p> <p>窓口●社協</p>	<p>●三光地区地域福祉ネットワーク協議会「ふくしの里”ややま”」</p>	

地区	本耶馬溪	
①住民同士のつ ながりの場  窓口 ●社協 ○介護長寿課 ◎介護長寿課、 包括 □民生委員	<p>【サロン】 主催：住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域サロン「はちどり庵」（はちどり庵／毎週木曜日）</li> <li>●折元お楽しみ会（折元集会所／毎月第3月曜日）</li> <li>●たのしみ会（多志田冠石野地区集会所／毎月第3金曜日）</li> <li>●にここサロン下曾木（下曾木地区集会所／毎月第2日曜日）</li> <li>●ひだ悠遊サロン（樋田公民館／毎月第3金曜日） ※R5年4月1日より休止予定</li> <li>●サロンなでこ（東谷集会所/毎月15日）</li> </ul> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎東谷健康クラブ（東谷公民館/毎週水曜日）</li> <li>◎はちどり庵健康クラブ（樋田酒店 酒蔵/毎週木曜日）</li> <li>◎六所健康クラブ（六所センター／毎週水曜日）</li> </ul> <p>【オレンジカフェ】 主催：包括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オレンジカフェほんやばけい(喫茶 音猫)</li> <li>○オレンジカフェかえで（特別養護老人ホームかえで）</li> <li>○ストリートオレンジカフェみなと(駐車場とテント配置が可能なスペースがある屋外)</li> </ul>	
②給食ボランティア 窓口 □民生委員	無	
③住民型有償サービス 窓口●社協	●本耶馬溪ひまわりサービス	
④地域の情報共有の場 窓口●社協	無	

地区	耶馬溪	
①住民同士のつながりの場  窓口 ●社協 ○介護長寿課 ◎介護長寿課、包括 □民生委員	<p>【サロン】 主催：住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●伊福いきいきサロン（伊福公民館／毎月25日）</li> <li>●宮園楽しもう会（宮園公民館／毎月第2・第4水曜日）</li> <li>●島お楽しみ会（下郷公民館／月1回不定期）</li> <li>●榎木よろうちたのしむ会（榎木集落多目的集会所／毎月第3火曜日）</li> <li>●長岩サロン（旧長岩小学校教室／毎月15日）</li> <li>●天満いきいきサロン（内山上ノ原公民館／毎月第4日曜日）</li> <li>●不動岩いきいきサロン（深耶馬溪東多目的集会所／毎月第3水曜日）</li> <li>●大久保OKサロン（金吉大久保改善センター／毎月第1日曜日）</li> <li>●原井いきいきサロンあじさい会（原井生活改善センター／毎月第2火曜日）</li> <li>●ふれあいサロン「かみとばる」（上戸原生活改善センター／月1回不定期）</li> <li>●口ノ林サロン「さかしい会」（口ノ林営農研修センター／毎月第3日曜日）</li> <li>●おしゃべりBAR（大野中央公民館／毎月第2土曜日）</li> <li>●ふれあいサロン「たっとまり」（下戸原公民館／毎月第1土曜日）</li> <li>●ふれあいサロン「一ツ戸」（一ツ戸公民館／毎月第3水曜日）</li> <li>●サロン橋本（橋本公民館／月1回土曜日）</li> <li>●サロン「若宮」（上宮ノ馬場自治公民館／毎週月・火曜日）</li> <li>●柿坂サロン「なごみ」（柿坂自治公民館／毎月第3土曜日）</li> <li>●だいだいクラブ（まーちゃん家／毎月第3火曜日）</li> <li>●家籠ふれあいサロン（家籠生活改善センター／毎月第1火曜日）</li> <li>●サロン中村（中村営農研修センター／毎月第1水曜日）</li> <li>●ノーソンサロン（耶馬溪ノーソンくらぶ／毎月第2水曜日）</li> <li>●サロン隋雲寺（隋雲寺公民館／第4月曜日）</li> <li>●鎌城老人会「ほほえみクラブ」（鎌城公民館／不定期）</li> <li>●町丈サロン（町丈集会所／月1回）</li> </ul> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎下郷楽しもう会（宮園地区公民館／毎週水曜日）</li> <li>◎若宮元気になろう会（上宮ノ馬場公民館／毎週火曜日）</li> </ul> <p>【オレンジカフェ】 主催：包括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オレンジカフェやばけい(生きがい元気アップクラブ耶馬溪)</li> <li>○ストリートオレンジカフェみなと(駐車場とテント配置が可能なスペースがある屋外)</li> </ul> <p>【シニアほっと元気station”よりあ”】 主催：生活支援コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●おでかけ耶馬溪よりあ（サロンボラを元気に）（各4公民館等/第2月曜日）</li> <li>●身近な相談窓口「朝カフェ」（まーちゃん家／第4木曜日）</li> </ul>	
②給食ボランティア	無	
③住民型有償サービス 窓口●社協	●耶馬溪たんぼぼサービス	
④地域の情報共有の場 窓口●社協	●耶馬溪地域福祉ネットワーク会議	

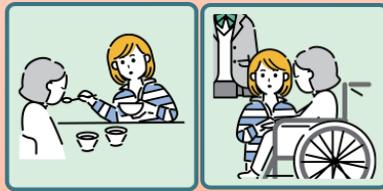
地区	山国
①住民同士のつ ながりの場  窓口 ●社協 ○介護長寿課 ◎介護長寿課、 包括 □民生委員	<p>【サロン】 主催：住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平小野「コロナ」サロン（平小野改善センター／毎月第3木曜日）</li> <li>●吉野けんこう隊さろん（吉野公民館／毎月第2・第4水曜日）</li> <li>●小屋川お楽しみ会（小屋川公民館／毎月第2・第4金曜日）</li> <li>●守実公民館元気クラブ（主に守実公民館／毎月第3水曜日）</li> <li>●市平あぜみち（市平地区集会センター／毎月第1木曜日）</li> <li>●春田ふれあいサロン（春田生活改善センター／毎月第3水曜日）</li> <li>●大杉の会（庄屋村公民館／毎月第2月曜日）</li> <li>●中摩ふれあいサロン（中摩コミュニティセンター／4・7・9・2月の日曜日）</li> <li>●鳶ヶ城サロン（神谷公民館／毎月第4金曜日）</li> <li>●長尾野ふれあいサロン（長尾野公民館／毎月15日）</li> <li>●前谷地区ふれあいサロン（槻木交流センター／毎月第4水曜日）</li> <li>●たいしょう陣（旧溝部小学校／毎月第3土曜日）</li> <li>●すみれ会（草本公民館／年8回、第1金曜日）</li> <li>●上村なかよしサロン（宇曾公民館／毎月第3金曜日）</li> <li>●婦人警防藤野木班やすらぎ（成政公民館／毎月第3月曜日）</li> <li>●犬王丸ふれあいサロン（犬王丸公民館／毎月第2水曜日）</li> <li>●みさとサロン（宇曾集落センター／毎月第2金曜日）</li> <li>●殿畑の会（台・羽高・岩伏公民館／毎月第3木曜日）</li> <li>●いきいきサロン守実（空き家／毎週1回）</li> </ul> <p>【週一体操教室】 主催：住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎朝陽健康クラブ（山国福祉センター／毎週月曜日）</li> <li>◎守実健康クラブ（守実公民館／毎週金曜日）</li> </ul> <p>【オレンジカフェ】 主催：包括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オレンジカフェやまくに（山国社会福祉センター）</li> <li>○オレンジカフェつきのき（中津市槻木交流センター）</li> <li>○ストリートオレンジカフェみなと（駐車場とテント配置が可能なスペースがある屋外）</li> </ul> <p>【シニアほっとstation”よりあ”】 主催：生活支援コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●シニアほっと元気ステーションよりあ 山国よりあ（孤食予防）（山国社会福祉センター／毎月1回月末）</li> <li>●身近な相談窓口（山国社会福祉センター／毎週水曜日）</li> </ul>
②給食ボランティア 窓口 □民生委員	無
③住民型有償サービス 窓口●社協	●やまくにつゆくさサービス
④地域の情報共有の場 窓口●社協	●地域福祉ネットワーク協議会”源流の郷”やまくに福祉の会

# あなたの周りにヤングケアラーはいませんか？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うとされているような、家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。特に18歳未満の「ケアラー」のことを「ヤングケアラー」と言います。例えば、こんな子どもたちです。



目を離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話や見守りをしている。



障がいや病気のある家族に代わり家事(買い物、料理、掃除、洗濯など)をしている。



がん・難病など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



家族の手伝い・手助けをすることは素晴らしいことです。しかし、ヤングケアラーは年齢に見合わない重い責任や負担を負うことで、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、友人との他愛ない時間が削られることがあります。学校生活に影響がでたり、こころやからだに不調を感じたりするほどの負担がかかっている場合は注意が必要です。

## 困った時は相談してください！

「ひょっとしたら、この子はヤングケアラーかも」と思ったら、まずは、彼らの置かれている状況について、確認をお願いします。

最初は、あいさつだけでもいいので、よかったら声をかけてあげてください。

本人が困っていることや大変なことを話したがるなときは、無理に聞き出す必要はありません。

「話したくなったら、いつでも言っていよいよ」ということを発信し、程よい距離で見守ってください。

様子を見ている中で気になる場合、地域の中で心配な家庭がある場合は、下記窓口にご相談ください。



### 【相談窓口】

中津市 子育て支援課 相談支援係

☎ 0979-22-1103

※土・日・祝日を除く

※平日8時30分～17時15分

Mail [kosodatesoudan@city-nakatsu.jp](mailto:kosodatesoudan@city-nakatsu.jp)



大分県ヤングケアラー専用電話相談窓口

☎ 097-546-1451

※24時間365日対応

LINE <https://lin.ee/IR4LuAY>



令和5年4月28日 中津市総合事業説明会  
中津市短期集中型サービス(訪問単独)  
の事業概要および効果

中津市短期集中型サービス(訪問単独)

株式会社 HD.Labo 野村 幸聖



ロコモ

フレイル

廃用



## 安静による筋力低下

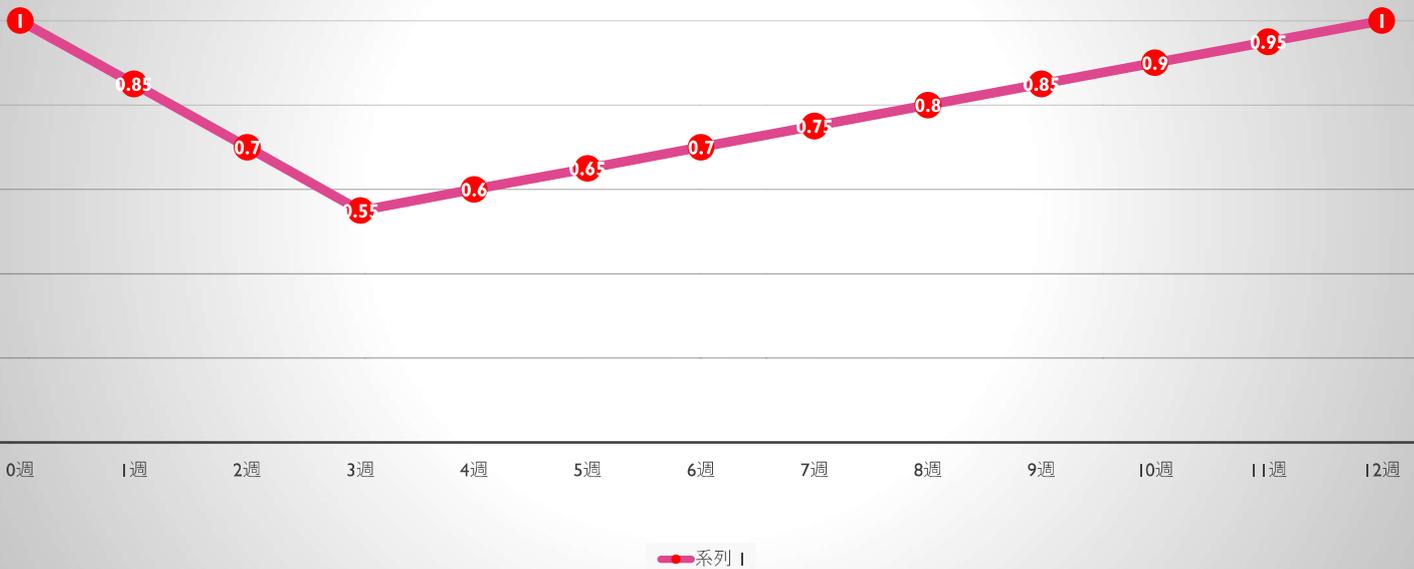
安静臥床のままでは、  
約1~3%/日

10~15%/週の割合で筋力低下が起こり、

3~5週間で約50%に低下すると報告されています。

失った筋肉をもとに戻すのに3倍以上の時間が必要。

## 筋力低下と回復期間



## 関節拘縮

不動により、関節固定を行うと、

**3日目**に顕微鏡レベルで拘縮が生じ、

**7日目**には臨床的にも拘縮を生じると報告されています。

## 廃用症候群

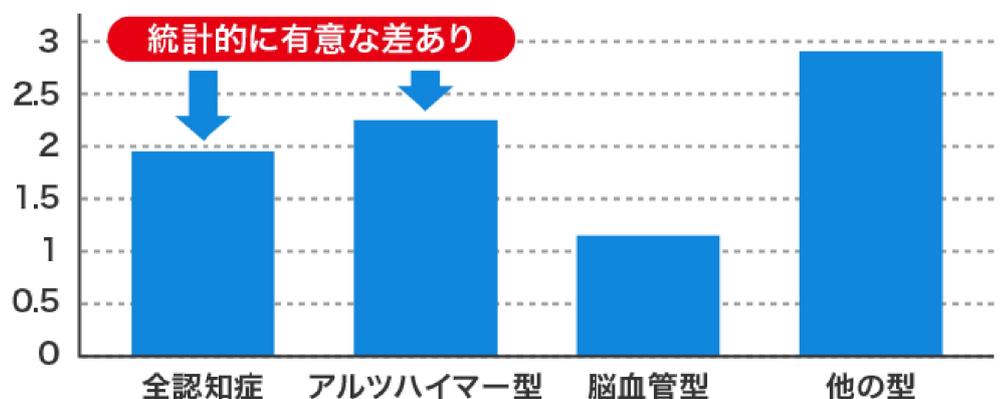


## 認知症への影響

### 運動習慣と認知症発症に関する長期追跡研究

- 2,257名の健康な高齢者を平均7年間追跡: 運動習慣と認知症の発症率を調査
- 1日の歩行距離に応じて認知症発症率を比較
- 158名が認知症を発症: アルツハイマー型認知症101名、脳血管性認知症30名、その他27名

#### 3.2km歩行者に対する400m歩行者の発症リスク比



#### 1日3km以上の歩行が認知症発症予防に影響

Abbott et al., JAMA., 2004を参考に作成

1日3km以上歩かないひとは

1日3km以上歩くひとより

約2倍の確立で認知症になりやすい

## 中津市の短期集中型サービス

(通所型サービスC・訪問型サービスCをセットで実施)

New

	通所型サービスC	訪問型サービスC (通所とセット)	訪問型サービスC (訪問単独型)
利用頻度	週1回または2回利用 (サービス担当者会議で決める)	通所型サービス実施期間中に最高3回までとし、初回と最終の2回は、必ず実施。最長6か月間となった場合の訪問は最大5回までとする。	1週あたり2回、3か月(最長6か月まで)を限度とし、初回と最終付近には体力測定を実施。
1回あたりの時間	120分以上	45分程度	60分程度
単価	週1回利用: 21,000円/月 週2回利用: 42,000円/月	1回: 5,000円(交通費込み)	1回: 6,600円(交通費込み)
本人負担額	週1回利用: 2,100円/月 週2回利用: 4,200円/月 (単価の1割相当) ※一定以上所得者は2割	なし	1回: 6,600円 (単価の1割相当) ※一定以上の所得者は2割
送迎サービス	必要な方は、送迎あり(本人負担なし) いずみの園: 市内全域可 かわしま: 旧市内のみ		
その他	・他の通所型サービスの併用不可	・通所型サービスCとセットで利用	・訪問単独での利用。

## 訪問単独型

1か月目  
1週  
2週  
3週  
4週

2か月目  
1週  
2週  
3週  
4週

3か月目  
1週  
2週  
3週  
4週



# 卒業

**前12回専門職が自宅に訪問**

## 短期集中型サービス事業の流れ①

### 対象者の選定

◎廃用等により日常生活行為が困難になり、運動機能向上プログラムを中心としたサービスが必要と思われるケース（別紙フローチャートでの該当者）は、原則として、本サービスを勧める。

※心疾患等、医師の指示が必要な方は、通所リハ等のサービスに繋げるものとする。

◎合意形成が取れないケースについては、他のサービスに繋げる。

◎「事業利用申請書（作成中）」を利用希望者本人が記入してもらい、市に提出。

主治医がいる場合は、本人に本サービスを利用することは、伝えてもらうようにする。

↓ 事前に通所事業所に連絡し、対応可能か、開始予定時期等の確認

申請の際には、下記を市役所までご提示ください。

- ・様式第1号
- ・利用者基本情報
- ・基本チェックリスト
- ・生活機能評価
- ・介護予防サービス支援計画

## 短期集中型サービス事業の流れ②

### サービス担当者会議（サービス事業所、事業所リハビリ職、プラン作成者、本人、家族等）

- ◎リハビリ職による訪問型サービスCのアセスメント結果を踏まえ、通所型サービスCでの通所回数や支援内容や今後の訪問型サービスCの方向性を決める。
  - ◎自宅でのADL・IADLの評価、住環境を含め、課題の確認。
- サービス事業所と利用者の利用契約の締結

### 訪問型サービスC（訪問単独）の開始（サービス担当者会議と同日実施可）

- ◎プログラムに沿って、サービス開始
- ◎月に1回は体力測定を行い、利用者にフィードバックするとともに運動負荷等を調整する。
- ◎定期的にモニタリングし、問題点等があった場合は、サービス計画等を修正する。

必要に応じて、リハビリテーション専門職等派遣事業へつなぎ口腔・栄養指導

## 短期集中型サービス事業の流れ③

終了時期が近づいたら、

- ◎自宅でのADL・IADLの評価、体力測定結果、課題目標達成の確認。（卒業できそうか）

### プラン作成者のモニタリング訪問

### 評価会議（サービス事業所、事業所リハビリ職、プラン作成者、本人、家族等）

- ◎状態像の確認と目標達成の評価
- ◎卒業後の目標と活動設定
- ◎卒業後の支援の方向性について確認
- ◎卒業が難しいケースについては、**最長6か月間まで延長**できる。その後、サービスが必要なケースについては、他のサービスを検討し、繋げる。

再度、「事業利用申請書」を利用希望者本人が記入してもらい、市に提出。

3か月延長

**卒業**

- ◎地域へのつなぎ、社会資源の活用、自己管理
- ◎自己モニタリングできるチェックシートの活用を勧める。（検討中）

## 訪問単独サービス

### メリット

- ・生活が見える
- ・信頼関係が築きやすい
- ・本当のニーズが見える

### デメリット

- ・目標が変わってしまう
- ・依存的になってしまう
- ・自宅や家族にクローズしてしまう

## C型訪問単独、ご利用者さまの例 1

Y氏 77歳 男性 要支援1

心身の状態：脳梗塞による入院、自宅復帰後に軽度の片麻痺、体力・筋力の低下による、動作時のふらつきや歩行不安定が見られた。

目標：病前まで勤めていたシルバー人材センターへ復帰する。

サービス利用：R 4年7月後半より利用、3か月で卒業。

## C型訪問単独、ご利用者さまの例 2

I氏 85歳 女性 要支援 1

心身の状態：両膝痛、腰痛あり。運動量が減り、独歩での屋外歩行が難しくなる。

目標：立ち座りがスムーズにできるようになる。自宅の庭やその周辺を歩くことができる。

サービス利用：R4年10月初旬より利用、3か月で卒業。

## C型訪問単独、ご利用者さまの例 3

K氏 85歳 男性 要支援 1

心身の状態：脊柱管狭窄所の診断あり。両手指、両足先に痺れあり。血圧高値だが自覚症状なし。

目標：台所で15分以上立っていただける。歩行が安定し、屋内と自宅周辺の移動ができる。

サービス利用：R4年9月中旬より利用、3か月で卒業。

# 介護モデル ⇒ 予防モデルへ

## 通所介護と訪問介護の要介護1と2は総合事業へ！！

現状

事業対象者  
要支援1  
要支援2

要介護1  
要介護2  
要介護3  
要介護4  
要介護5

総合事業

介護保険

近い将来

事業対象者  
要支援1  
要支援2  
要介護1  
要介護2

要介護3  
要介護4  
要介護5

## 通所介護の半数が赤字

厚生労働省の最新の調査結果では、昨年度の全サービスの平均利益率は3.0%。

深刻な人手不足に伴う人件費の上昇などを背景として、前年度から0.9ポイント低下していた。

また、福祉医療機構が先月に公表した調査の結果では昨年度、通所介護の実に46.5%が赤字だったと報告されている。

三 トップ画面 > データ移行

 LIFEについて

 最新ニュース

 ログアウト



LIFE

科学的介護情報システム



## 対象者のピックアップの方法

- ・ 退院後（病院の地域連携室への案内）
- ・ 週一体操やサロンでの気づき
- ・ 基本チェックリストの活用
- ・ 他には？

## 卒業後の課題

- ①交通手段がない
- ②趣味や楽しみがない
- ③交流拠点やコミュニティがない、知らない

## 卒業後の仕組み作りについて

地域包括支援センターサロン担当者さんや生活支援コーディネーターさんとの連携による、地域資源を活用した仕組みづくり。

地域資源を知り、連携することで、卒業後の社会参加やつながりを継続できる仕組みを構築する。  
仕組みがあればC型利用者の卒後だけではなく、開始時の目標設定にも生かせる。

### 介護予防サービスの課題

①対象者の早期発見と介入

②卒業後の仕組みづくり

居宅ケアマネジャー

地域包括支援センター

サロン担当者

生活支援コーディネーター

ご清聴ありがとうございました。



株式会社HD.Labo

野村 幸聖

中津市万田399番地

090 4583 5562